

日本学術振興会科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）

「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる

学際的比較史研究

（比較教育社会史研究会）

ディスカッション・ペーパー

WEB版・第1号

2010年3月15日

研究代表者・橋本伸也（関西学院大学）

【許諾なき引用・転載不可】

## 目 次

研究の目的・趣旨（橋本伸也）…3

### 第1部 「子ども」の保護と遺棄をめぐる研究動向

「保護と遺棄」をめぐる研究動向と研究課題の検討—討論まとめ（沢山美果子）…7

「保護と遺棄」をめぐる研究動向 —ヨーロッパ（イングランド）を中心に（中村勝美）…11

ヨーロッパにおける「保護と遺棄」をめぐる研究状況—捨て子院を中心に（江口布由子）…16

文献目録 日本語文献…20

欧語（英語・ドイツ語等）文献…24

### 第2部 若手部会・研究活動の記録

#### 2009年度第1回研究会報告

身体検査規定における「体格」概念の変遷（小野方資）…39

文献レビュー：佐口和郎・中川清編『福祉社会の変容—伝統と変容—』（池田雅則）…42

報告を聞いての感想（杉原薫）…45

#### 2009年度第2回研究会報告

19世紀末イングランドにおける救貧と教育—職業教育をめぐって（三時眞貴子）…48

ハンガリーにおける「社会の時代」：最近の戦間期ハンガリー社会政策史から（姉川雄大）…51

文献レビュー：Tara Zahra(2009) ‘Lost Children: Displacement, Family, and Nation in Postwar Europe’（江口布由子）…54

#### 2009年度第3回研究会報告

ヴァイマル期ドイツにおける教育と「社会」概念（山岸利次）…58

「幼保二元体制と＜家族＞という福祉思想」に関する報告（塩崎美穂）…62

文献レビュー：金澤周作『チャリティとイギリス近代』（内山由理）…66

## 「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる 学際的比較史研究」の目的・趣旨

橋本伸也（関西学院大学）

日本学術振興会科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究、2009～2011年）を得て組織された「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究」（以下「保護・遺棄」科研とする）は、比較教育社会史研究会が2007年秋以降設けてきた「保護と遺棄の子ども史」「福祉国家と教育」部会および「教育と福祉」若手部会の活動を土台に、当該主題にかんする学際的で国際比較的な歴史研究の発展をめざすものである。

このうち、「保護と遺棄の子ども史」部会では、2009年までに以下のような研究会を行い、共同研究たちあげのための共通認識の形成をはかってきた（所属は報告時点のもの）。

①2007年秋季（2007年10月28日、関西学院大学梅田キャンパス）

沢山美果子（順正短期大学）「『保護と遺棄の子ども史』のために-江戸の捨て子」

コメンテーター：小玉亮子（横浜市立大学）

②2008年春季（2008年3月27-28日、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス）

・「福祉国家と教育」部会

宮本太郎（北海道大学）「福祉国家と能力形成-グローバル時代のガバナンス」

野田昌吾（大阪市立大学）「戦後ドイツの福祉国家とその変容」

※上記2件の講演記録は広田照幸編『グローバル化・ポスト産業化社会における教育社会学の理論的基盤の再構築に関する研究』日本大学（科研成果報告書）、2009年に掲載。

・「保護と遺棄の子ども史」部会

二井仁美（大阪教育大学）「近代日本における感化教育の歴史-留岡幸助と家庭学校を中心に」

江口布由子（佐賀大学非常勤）「19～20世紀におけるオーストリアの捨て子院-母子保護から児童保護へ」

コメンテーター：広田照幸（日本大学）

③2009年春季（2009年3月28-29日、日本大学文理学部）

・「福祉国家と教育」部会

小沢弘明（千葉大学）「新自由主義の世界史と高等教育改革」

高田実（九州国際大学）「イギリス福祉国家とサッチャー改革-「社会的なるもの」の視点から」

コメンテーター：広田照幸（日本大学）

・「保護と遺棄の子ども史」部会

中村勝美（佐賀短期大学）「19世紀イングランド幼児生命保護における子どもと家族-1872年幼児生命保護法の成立過程を中心として-」

姉川雄大（千葉大学大学院）「教育による国民化の失敗と統治の転換-1920年代ハンガリーにおける学校外体育の「軍事化」」

コメンテーター： 沢山美果子（岡山大学客員研究員）、橋本伸也（関西学院大学）

これらの成果を踏まえて企画された「保護・遺棄」科学研究会の目的は、近代から現代にいたる「子ども」の保護と養育の制度化過程を、それと表裏一体のものとしての「遺棄」問題をも含み込みつつ、学際的な比較史的アプローチにより解明するための分析枠組みを構築し、いくつかの地域についての事例研究を行うことにある。立案にあたって考慮された現状および研究動向に関する認識は、さしあたり以下のように整理が可能である。

①近年、「子ども」をめぐる諸問題の深刻化を指摘し、政策的措置の充実を求める世論が強まりを見せる一方、その背後にある家族の問題性などが強調されるあまり不安だけが増幅され、「過去の子育て」が美化される傾向も看取される。他方、ポスト福祉国家段階に突入する中で、国家的ないし公的保護事業にかわって営利企業やNPOによる多様な保護・養育事業が前面化するなど、公共性の構造転換と関連した変容も顕著である。

本研究は、かかる事態を問い直すという現代的関心に立ちつつ、諸地域の実態と歴史的变化をふまえて、近代の「保護される子ども」観や、その制度化としての教育と児童・青少年保護、その裏面に存在した遺棄について、生殖管理まで射程を広げながら包括的な学際的・比較史的解明を進めるための準拠枠形成を目的とする。具体的には、日本、西欧諸国、非西欧諸国の3つの研究対象に関わる単位を設定して、「乳幼児の遺棄と保護」の問題をその歴史性において総合的に捉え直すための実証的・理論的枠組みの構築を目指すこととする。

② 一般に子ども保護をめぐる施策については、キリスト教的慈善事業の伝統を持つ西欧・アメリカ、その影響を強く受けた近代日本の「児童保護制度」、あるいは「児童保護」という子どもへの関与が「家庭」を規範とする近代的秩序として創り出され、下層、無産階級の家族を統合するものとして機能した面のみを取り上げて論じることが多い。これにたいし、ロシア（ソ連）、イスラーム圏など、非西欧圏をも視野に入れて、比較社会文化史的な類型論的把握を試みるとともに、近代的子ども観とその制度化から、社会主義体制を含む福祉国家形成による制度的近接化・収斂化を経て、ポスト福祉国家段階でのさらなる展開をも把握しうるような長い時間軸と多様な文化や体制を包括した分析枠の構築をはかり、それに基づくいくつかの事例研究を進めることが、「挑戦的萌芽研究」としての到達課題となる。

③ 教育を含む子どもと青少年保護問題をめぐる研究が、従来、教育学のみならず社会福祉学・保育学・法学（司法福祉学）・労働経済学（児童労働問題）等に分断され、諸分野間の相互乗り入れによる包括的アプローチをなしえずに来たことに配慮し、分野横断的な学際的研究組織を設けて、「子ども」の保護・養育と遺棄に関する総体的な歴史像の形成に資するような研究体制の構築をも展望する。とりわけ、このテーマが民俗誌的レベルから国家論レベルにまでいたる重層的な問題群をなすことに配慮した点に本研究の特色があり、学際的研究組織の構築により重層的な構造把握が可能となる。

かかる課題意識のもとに編成された当初の研究組織は以下の通りであった。

研究代表者 橋本伸也（関西学院大学）

研究分担者 広田照幸（日本大学） 小玉亮子（お茶の水女子大学）

連携研究者 沢山美果子（岡山大学研究員） 高田実（下関市立大学） 羽田貴史（東北大学）  
塩崎美穂（お茶の水女子大学） 三成美保（摂南大学） 中野智世（京都産業大学）

研究協力者 江口布由子（佐賀大学等非常勤） 山口真里（東京大学大学院生、2009年9月以降）

また、連携研究者の塩崎美穂、研究協力者の江口布由子・山口真里を中心として「保護・遺棄」  
科研の研究組織内に若手部会を設けて、研究動向分析を中心とした活動を推進することとした。

こうした組織のもとで2009年12月までに実施した研究会活動は以下の通りである。

①第1回打合せ 2009年6月14日、東北大学東京分室

②若手部会第1回研究会 2009年6月27日、東京大学教育学部

小野方資「身体検査規定における「体格」概念の変容」

池田雅則「佐口和郎・中川清編著『福祉社会の変容—伝統と変容』ミネルヴァ書房、2005年7月」

③若手部会第2回研究会 2009年9月21日、名古屋大学文学部

三時眞貴子「19世紀末イングランドにおける救貧と教育—職業教育をめぐる—」

姉川雄大「ハンガリーにおける「社会の時代」：最近の戦間期ハンガリー社会政策史から」

江口由布子「Tara Zahra(2009) ‘Lost Children: Displacement, Family, and Nation in Postwar  
Europe’ *The Journal of Modern History* 81」

④若手部会第3回研究会 10月31日、関西学院大学大阪梅田キャンパス

山岸利次「ヴァイマル期ドイツにおける教育と「社会」概念」

塩崎美穂「幼児二元体制と＜家族＞という福祉思想」に関する報告

内山由理「金澤周作著『チャリティとイギリス近代』京都大学出版、2008年」

⑤本科研・比較教育社会史研究会合同2009年秋季例会 11月1日 関西学院大学大阪梅田キャンパス

広田照幸『格差・秩序不安と教育』、『ヒューマニティーズ・教育学』合評会

評者：望田幸男（同志社大学名誉教授）、森直人（岐阜聖徳学園大学）、橋本伸也（関西学院大学）

「保護と遺棄」をめぐる研究動向と研究課題の検討」セッション

沢山美果子（岡山大学客員研究員） 日本に関する研究動向

江口布由子（佐賀大学非常勤）・中村勝美（西九州大学） ヨーロッパに関する研究動向

この『ディスカッション・ペーパー』（WEB版）は以上のような研究活動の成果を記録に留め、  
「保護・遺棄」科研研究会および比較教育社会史研究会関係者および関連する諸問題に関心を有  
する研究者の用に供することで、研究活動全体の活性化をはかることを目的とするものである。  
第1号では、上記の諸活動のうち、秋季例会における「保護と遺棄をめぐる研究動向と研究課題  
の検討」における研究報告の概要と関連文献リストおよび若手部会における研究報告の概要を掲  
載した。

## 第 1 部

### 「子ども」の保護と遺棄をめぐる研究動向

比較教育社会史研究会

「『子ども』の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究」研究会

2009 年秋季合同例会の記録から

2009 年 11 月 1 日、関西学院大学梅田キャンパス

# 「保護と遺棄」をめぐる研究動向と研究課題の検討 —討論まとめ—

沢山美果子（岡山大学客員研究員）

## はじめに

2009年11月1日、比較教育社会史研究会において「『子ども』の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究」に関する研究会が行われ、大陸ヨーロッパについて江口布由子さん、イングランドを中心に中村勝美さん、日本については沢山が、それぞれ「保護と遺棄」の、とくに捨て子研究に焦点をあてた報告をおこなった。ヨーロッパ、イングランドに関する報告内容については、江口、中村両氏のまとめにゆずり、ここでは、日本の捨て子研究についての私の報告内容を簡単に紹介し、さらに、全体討論の内容、そして三本の報告と全体討論を重ねあわたときに見える「保護と遺棄の子ども史」の視点と枠組みとは何かという点についての整理をおこなうことで、討論まとめにかえたい。

## 1、日本における捨て子研究を中心に

保護と遺棄の子ども史に対する私の問題関心は、一つには現代の子ども、家族、社会による保護・養育のあり方を、ジェンダーの視点、子どもの「いのち」の視点から問い直すこと、二つには、近代の「保護される子ども」という子ども観とその制度化としての「児童保護」の問題を、保護される子どもの裏面に位置する捨て子の問題から照射することにある。

日本における捨て子への着目は新しい。「児童問題」という視点での捨て子への関心は1950年代に登場するが、捨て子の問題が、本格的に取り組まれるようになるのは1980年代以降のことである。その画期となったのは、「生類憐れみ政策」の捨て子禁令に着目した塚本学の研究、そして、捨て子禁令を受け止めた京都の町の対応を通して都市の再生産のあり方を追及した菅原賢二の研究である。以後、子ども史、都市史、女性史など、多様な分野での捨て子研究が登場する。近世日本の捨て子をめぐっては、具体的なフィールドに残された捨て子記録から、捨てる親の心性や捨て子の実情、捨て子養育のシステムにせまろうとする研究が蓄積され、幕府や藩、町の捨て子への対応や捨て子の背景としての「家」や共同体、さらに女と子どものいのちをめぐる状況が明らかになりつつある。しかし、捨て子が生み出される社会的背景として家族のライフサイクル上の危機と捨て子との関係や貰われた捨て子のその後、また捨て子という人々の選択の背後にあった子どもをめぐる社会的紐帯や、いのちをめぐる観念、さらに近世の捨て子養育システムから近代の施設による棄児養育への歴史的変容の内実の解明は今後の課題といえる。

では、捨て子に焦点をあてるのが「保護と遺棄の子ども史」にとって持つ意味とは何だろうか。それは五点に整理できる。一つは、捨て子救済システムを明らかにすることは、捨て子をめぐる町、村、藩による捨て子救済システム、言い換えれば子どもをめぐるセーフティネットの重層性と重層する場の歴史性の解明につながることで、二つには、近世の捨て子は、世間という公共

性に子どもを委ねる行為であり<sup>1</sup>、また世間に捨て子を委ねる際に手紙やモノを添える捨て子の作法は、地方では1910年代まで続いたとされる<sup>2</sup>が、捨て子に焦点をあてることは、近世・近代の公共性の連続と質的転換の問題への接近の手がかりとなること、三つには、近世にあつて捨て子は「家」の維持・存続と子どものいのちの間に生まれる矛盾の解消策としての位置を占めていたが、近代以降「近代家族」が成立し、母性愛によって「保護される子ども」という子ども観が生まれ、捨て子は倫理的に許されないものとなるなかで減少し、かわって母子心中が増えていく<sup>3</sup>など、捨て子の問題は「家」と「近代家族」における子どものいのちと、その保護をめぐる問題の両義性を映し出すテーマであること、四つには、「近代家族」にあつては育児に責任を持つのは女、しかも実母とされたが、近世にあつては捨て子に責任を持つのは男であるなど、捨て子の問題は、ジェンダーの視点からみたときの、近世から近代への子育てをめぐる男と女の関係の歴史の変容に接近する手がかりを与えてくれること、五つには、捨て子史料は西南日本に多く、東北日本ではあまり見出すことが出来ないが、捨て子に着目することは、こうした近世社会の地域差や、その背後にある生命観、藩政のあり方の違いといった問題をも浮かび上がらせること。このように捨て子というテーマは、「保護と遺棄の子ども史」を考える上で、重要な手がかりを与えてくれるのではないだろうか。

## 2、「保護と遺棄の子ども史」の視点と枠組みをめぐる

討論では、とくに「保護と遺棄の子ども史」の視点と枠組みをめぐる、次のような課題が出された。一つは、捨て子という、身分制社会のなかでの周縁的存在を社会がどのように位置付けようとしていたのか、保護と遺棄をめぐる法規範とイデオロギーの相互連関を明らかにするという課題である。

もう一つは、近世から近代への捨て子の養育をめぐる歴史のプロセスと、そこでの様々な権力関係相互のせめぎあいを検討するという課題である。ヨーロッパの捨て子院は、子殺し防止による子どもの生命の保護と、婚外子を産んだ母親の名誉を守るという、母と子を救う施設として設けられた。しかし、近代になるにしたがい捨て子院の死亡率の高さが問題となり、19世紀には住み込みの乳母が、さらに19世紀末には、母乳保育と実の母による育児が重視されるに至る。その過程はまた、家族とともに子どもを保護する機能を担っていた中間集団が解体し、家族に一元化していく過程、実の親と子の純血主義が制度化されていく過程でもあった。その歴史のプロセスの中で、捨て子院の背景にあつた宗教的生命観、人口を重視する帝国の人口増加政策、そして近代的医療の間で、どのようなせめぎあいが起きてくるのか、社会のなかでの機能の変容と分離の問題も含めて検討する必要があるというのが二つめの課題である。

「保護と遺棄」の構造の歴史の変遷を明らかにするには、どのような視点と枠組みが求められるのか。全体討論で出された課題、そしてヨーロッパ、イングランド、日本に関する報告を重ね合わせてみる時、今後明らかにすべき課題もまたみえてくるように思う。次にその点にふれたい。

<sup>1</sup> 倉地克直『全集 日本史 11 徳川社会のゆらぎ』小学館、2008年

<sup>2</sup> 小松裕「捨て子の『作法』」『全集 日本史 14 いのちと帝国日本』小学館、2009年

<sup>3</sup> 沢山美果子『『保護される子ども』の近代』『福祉社会の歴史—伝統と変容』ミネルヴァ書房、2005年



### 3、「保護と遺棄の子ども史」の今後の課題

「保護と遺棄」の全体構造を明らかにするには、国家、教会、藩といった政治権力と、遺棄する社会的弱者といった二項対立的枠組みでは不十分であり、身分制度の周縁、あるいは近代の国民国家には組み込まれない複数の権力相互のせめぎあう関係を視野に入れる必要があるというのがその一つである。このことを明らかにするためには、町や村の共同体、キリスト教による捨て子養育院、各種の民間団体などの役割を視野に入れる必要がある。

この問題を考えるうえで、1990年代以降のセーフティネット史が提起してきたセーフティネットという視角は重要な論点を提供する。セーフティネット史の研究史整理をおこなった倉敷伸子は、「社会に別個に存在する様々な組織や機能」を、セーフティネットとして意味づける視角は、社会が「原理を異にする幾つもの層」によって重層的に構成されていることを明らかにすると同時に、「正史の視界の周縁に生きた人々の存在」に歴史上の「場」を与え、「新たな歴史像の可能性が切り拓かれていった」とする<sup>4</sup>。この倉敷の指摘に学ぶならば、「保護と遺棄の子ども史」は、セーフティネットの重層性を歴史的に明らかにすると同時に、社会の周縁におかれてきた捨て子や未婚の母といった存在に焦点をあてることで、時期区分や比較の視点も含めて、新たな歴史像を切り拓く可能性を持つといえるのではないだろうか。

二つには、「保護と遺棄」という視角は、近世から近代への展開をめぐって、従来の社会事業史や児童問題史が展開してきたような、近世の町、村による捨て子養育から近代的施設での養育へとように一元的に、また断絶の側面だけで捉えられるようなものではなく、近世と近代の断絶といった枠組み、あるいは社会福祉政策によって人々が国民国家に回収されるといった社会福祉史の枠組みの問い直しを求めるといえる点である。また、近代社会全体を見渡すことのできるパースペクティブを獲得するためには、都市・農村双方を射程に入れた視角が必要である<sup>5</sup>が、農村と都市のネットワークの一拠点であった捨て子院の歴史の変容を探ることは、近代とは何かを考える上でも重要である。

三つには、「保護と遺棄」の問題を明らかにするには、「家」から「近代家族」へという家族史の展開、また社会的経済的背景としての児童労働の歴史、そして子どものいのちをめぐる問題を架橋する必要がある。その点で、他人に子どもを「委ねる」社会は、遺棄の容易さを可能にする生命観とともに、「それを可能にする心理的物理的土壌があった」こと、また子どもをやりとりする背後に、「近代家族化とともに失われた何らかの共同性」のみならず「過酷な児童労働を必要とする社会」の二面性を見る必要があるとする江口氏の指摘は重要である。日本近世の捨て子についても、「家」の維持・存続のみならず労働力としての受容に応じるといった側面を指摘することができる。

また18世紀に捨て子院が創設されたオーストリアやロシアでは、捨て子院に預けるためには産院出産が必要とされたという。それは女の身体を介した子どものいのちへの介入ともいえるも

<sup>4</sup> 倉敷伸子「セーフティネット史研究の現在」、横浜国立大学経済学会『エコノミア』54巻2号、2003年  
<sup>5</sup> 高岡裕之は「医療問題の社会的成立—第一次世界大戦後の医療と社会—」『歴史科学』131号、1993年において、近代社会全体を見渡すことのできるパースペクティブを獲得するためには、都市・農村双方を射程に入れた視角が必要であると指摘している。

のであり、日本近世の妊娠、出産管理による捨て子防止策や堕胎・間引き禁止策ともつながる。捨て子の保護という問題は、こうしたいのちの管理、さらには近代国家による人口増強政策にもつながる側面を持っており、近代的な政治権力による生といのちの支配という面から考える必要があるだろう。

さらに、捨てるという親の行為が持った意味についても、いのちの次元から考える必要がある。ヨーロッパの捨て子院への遺棄を、単に「遺棄」と見てよいのかというと、フーネッケらの見解はそうではない。捨て子院は、子どもの生命を文字通り「遺棄」するための施設ではなく育てるための一つのオプションであったという。この指摘は、子の養育を世間に託す行為としての日本近世の捨て子の問題とも重なる。親による捨てるという選択や捨てるという行為の持った意味を明らかにするには、一人ひとりの子どものいのちのレベルから分析する必要がある。

中村報告では、ラスレットの研究をもとに、同じヨーロッパであっても、捨て子院があまり存在しないプロテスタント諸国と、大量の捨て子が捨て子院に収容されているカトリック国、そして子どもの数を少なくする慣行・習俗（母乳育、晩婚）と並んで、捨て子の収容施設のなさから出生数（婚外子）が少なかったイギリスといった違いが指摘された。日本近世においても、捨て子の多い西南日本と捨て子よりも堕胎・間引きが問題とされた東北日本という違い、あるいは浄土真宗が盛んな地域では間引きより捨て子が多いといった違いが指摘できるほか、捨て子は都市の問題であり、農村では間引きという都市と農村の違いを指摘した近世の間引き教諭書もある。なぜ、このような違いが生まれるのか、宗教観の違い、さらに生命観が分析されねばならない。

報告、そして全体討論を通して浮かびあがってきた、「保護と遺棄の子ども史」をめぐるこれらの課題は、もとより相互に関連しあっている。その意味では、それらを相互に、また構造的に関連づけることによって、さらに「保護と遺棄の子ども史」の分析枠組みと視点を、より明らかにしていく必要があるだろう。

今回の報告に与えられた課題は、「『保護と遺棄』をめぐる研究動向と研究課題の検討」という大きなテーマであった。それに対し三本の報告は、期せずして、オーストリア、イギリス、日本という限定された地域での、しかも捨て子に焦点を絞った報告となった。しかし、そのことは逆に、具体的な地域に即し、実証的に、また「捨て子」という具体的なテーマに絞ってモノグラフを描くことの意味を明らかにするものだったのではないだろうか。今後は、こうしたモノグラフを積み上げ、国と地域ごとの差異と共通性を明らかにしつつ、しかし他方で、どのようなファクターで捉えれば、「保護と遺棄」の問題を構造的かつ動的に、しかも一人ひとりに焦点をあてて捉えることができるのか、「保護と遺棄の子ども史」の視点と枠組みを鍛えていく必要があるだろう。今回は、そうした研究会の方向性もまたみえてきたことが一つの大きな成果であったと思う。また、このような形で、先行研究の文献整理を行い、報告と討論のまとめを積み上げていくことは、研究成果と論点をお互いが共有する点でも意味がある。共同研究をすすめていくうえで、こうした地道な作業の蓄積が重要であることは、とりもなおさず、討論のまとめをおこなってみての私自身の実感でもあることを最後に記しておきたい。

# 「保護と遺棄」をめぐる研究動向 —ヨーロッパ（イングランド）を中心に—

中村勝美（西九州大学）

## 1. 研究史の整理

「保護と遺棄」の研究動向を探る上で、ぜひ参照すべき研究史の整理がある。一つは、アンダーソンによる1980年までの家族史研究の総括である（Anderson：1980, 北本訳：1988）。アンダーソンは家族史研究をその研究方法の違いから「人口動態の研究」、「家族関係の感情研究」、「世帯経済研究」の三つに分類している。イギリスではこのうち、ケンブリッジ・グループによる家族復元の方法を用いた人口構造の研究と、アンダーソン自身も含まれている家族の経済的機能の分野が主流であり、多くの研究が蓄積されてきた。これは、世界で最も早く工業化、近代化を経験したイギリスにおいて、その影響を民衆の生活からとらえようとする研究関心によるものである。

ケンブリッジ・グループは、工業化以前のイギリスの世帯構造について通説を否定したことで、大きな論争を引き起こした。アンダーソンは、ケンブリッジ・グループは家族がおかれた社会的、文化的文脈を無視して「魔法瓶の中の家族」を分析しているにすぎないと痛烈に批判した。また福祉史の文脈では、この学説の影響を受けて「核家族の困苦」説が提起され、イギリスの近世から近代にかけては、むしろ大家族が支配的ではなく、その分、救貧法や地域社会が福祉において決定的な役割を果たしたことが強調されることになったと高田実氏は指摘している。

次に、北本正章氏による子ども観の社会史を中心とした研究整理がある（北本：2009）。北本氏はアリエス以降の研究成果を幅広く渉猟し、子ども観の変化を強調する非連続説と、それを批判する連続説に分類し概説した。さらに、自身の新しい研究の立場として、「全体状況説」を提唱している。全体状況説とは、これまで連続説と非連続説の研究者が、それぞれ異なる資料や期間を対象に研究を進めてきたために、相反する結果を導いてきたという研究上の問題点を克服しようとする試みである。

具体的には、家族構造、親子関係、世代関係、相続制度、親子間の愛情、子育て習俗、育児法、病気対策、乳児と幼児の食餌と栄養補給、乳母養育、しつけ、礼儀作法、服装、言語などこれまで子ども観の社会史研究において対象とされてきたカテゴリーを文字資料によって確認できる対象と習俗や慣行を解読する必要がある対象に分け、それぞれが短期波動、中期波動、長期波動のどの波動で変化するのか、複数の視点から立体的に意味解釈することであるという。

## 2. 最近の家族史研究

最近の研究としては、ケンブリッジ・グループの後継者による、大規模な共同研究をあげておかねばなるまい（Garrett, Reid, Schurer, Szreter:2001）。世紀転換期のイングランドおよび

ウェールズの家族構造の変化を、出生率の減少と乳幼児死亡率の低下を中心として、バスナル・グリーン、ランカシャーの工業地帯（ボルトン）、鉱山地帯（アースドン）、農業地帯（モーランド）、ミドルクラス居住区（ピンナー）、南東部農業地帯（サフロン・ウォールデン）、陶磁器産業都市（ストック）、銅精錬（スウォンジー）、ロンドン郊外の住宅地など13の特徴ある地域を抽出し、センサス個票を分析したものである。センサスの個票には、その世帯がなぜ子どもの数を減らしたのかという問いに対する直接の答えは存在しない。しかしながら、下水道設備の普及など、地域の物理的環境や、文化的社会的環境と社会階層が与える影響を、地域間で比較することによって、家族の変化の原因を明らかにしようとした意欲的な研究である。

つぎに、近世から近代までのヨーロッパにおける乳幼児の保護と遺棄の歴史について俯瞰したものとして、リンチの研究があげられる（Lynch:2000）。リンチは、ヨーロッパの歴史上、「死亡戦略」（mortality strategy）の存在の有無、すなわち、世帯の資源と子ども数の収支の均衡を保つために、親が意識的に子どもの死亡率を上昇させていたのか否かという観点から、子殺し、遺棄、死に至るネグレクトの歴史を、先行研究によりつつ概観している。

リンチによると、子殺しは子ども数を調節する長期的戦略などではなく、婚外子をもつことの不名誉や貧窮を避けるための短期的な問題解決であり、極限状態に置かれた周辺の女性の犯罪とみなされていた。また、西洋社会において子殺しは、キリスト教の教え、発覚した場合の厳罰、望まない子どもを受け入れる施設（捨て子院）の存在により抑制されていた。遺棄とは、世帯や女性にとって、「人生の危機的状況」に際し、教区や慈善団体、捨て子院といった高次の共同体（collectivity）に救済を求めることであった。一方、保護する側にとっては、その意味づけは時代によって、たとえば人口への関心、都市の威光、モラル・エコノミー、啓蒙のヒューマニズムというように変化したという。

### 3. イングランドにおける捨て子院の歴史

#### (1) イングランドの捨て子

ヨーロッパの捨て子院の歴史においては、北ヨーロッパのプロテスタント諸国（プロイセン、イングランド、スイス、アメリカ）のような新生児がほとんど捨てられず、捨て子院があまり存在しない国と、大量の捨て子が捨て子院に収容されているロシア、南・中央・東ヨーロッパのカトリック国というように、その違いがカトリックとプロテスタントの宗教的な違いから理解されてきた。また、ラスレットは、工業化以前のイングランドでは、子どもの数を少なくする慣行・習俗（母乳育、晩婚）と並んで、捨て子の収容施設がなかったために、出生数（婚外子）が少なかったと指摘している（ラスレット:1986）。

実際、イングランドでは1741年にロンドン捨て子院（London Foundling Hospital）が創設されるまで、捨て子養育のための施設は存在しなかった<sup>6</sup>。17世紀から18世紀初頭にかけて、捨て子院創設の声は幾度か上がったものの、いずれも、道徳的な理由（婚姻外・前の性交渉の助長）

<sup>6</sup> 1552年に創設された Christ's Hospital などの組織が一時期機能したが、長くは続かなかった。

や費用の問題から反対され、実現には至らなかった。しかも、捨て子に対する救済手段として、イングランドには救貧法<sup>7</sup>が存在していたことは、わざわざ捨て子院を作る緊急性を失わせた大きな要因であった。

## (2) ロンドン捨て子院の創設とその位置づけ

18世紀、貧民に対する新しい関心が芽生えた。18世紀には捨て子だけではなく、あらゆる対象への慈善が盛んになるとともに、フランス、スペインとの相次ぐ戦争により、国力の源泉としての人口に関心が高まった。これらの時代背景が、ロンドン捨て子院の創設を促した。他方、捨て子院が実現した原動力は、創設者であるトマス・コラムの人並み外れた能力や熱意に由来しており、「ロンドン捨て子院」はあくまで例外的なものとも捉えられている。しかしながら、山口は救貧法下の捨て子養育はその方法に問題があり、捨て子院での処遇方法は1762年・1767年救貧法により継承されたと指摘する。(山口：2000)

この時期のイングランドで、どの程度乳児遺棄が行われてきたのか、その全体像は明らかになってはいない。たしかに、人口の増加につれロンドンでは18世紀に捨て子の増加傾向が見られるが、他地域では決して、乳児遺棄は際立った現象とはいえなかった (Fildes: 1990, Adair:1996)。ロンドンでも捨て子は18世紀末減少傾向にあり、19世紀に再び増加に転じている (Levene:2007)

ロンドン捨て子院では、資金の不足から当初は一度に20名程度の一定数の子どもしか受け入れられなかった。重商主義と対仏戦争の勃発によって、急激に人口への関心が高まったことから、1756年に捨て子院に対する議会の資金補助が開始された。補助金により、すべての捨て子が受け入れることになり、受け入れ数は年間4000人を超えた。ロンドン捨て子院の創設が、かえって乳児遺棄の急激な上昇を引き起こしたため、わずか4年後の1760年に議会は補助金を停止した。

ロンドン捨て子院に関する研究は、もっとも蓄積のある分野であり、多くの通史が書かれているが、その到達点とみなされるのは、マクルーアによる研究である (McClure:1981)。また、子どもを捨てる側の視点、とくに未婚の女性がどのように施設を利用したかという観点から書かれた研究も多数ある。(Outhwait:1999, Evans:2005, Newton:1983, Barret-Ducrocq:1991)

もっとも新しい研究の一つは、リーヴェンによるもので、院外で捨て子を養育した地方の乳母たちの査察記録など、これまであまり用いられなかった資料を活用することにより、子どもの医療、看護や保育方法の歴史に新しい光をあてている。中流階級を対象とした男性医師による育児書からは知ることのできなかつた下層階級の子育ての実態、母乳育がフランスなどと比較すると広く普及していたとされるイギリスにも地方の乳母のネットワークが形成されていたこと、遺棄された子どもの特徴や生と死など、捨てられた子どもからみた捨て子院の歴史を描いている点が

---

<sup>7</sup> 救貧法とは周知の通り、エリザベス時代にさかのぼる法の集大成である。地方レベルで救済に値する貧民(病人、老人、身体障害者、寡婦など)に対し、現金、現物、(後に)ワークハウスへの収容という形で援助を施した。資金は教区ごとに徴税される財産(土地)に対する課税により供給されていた。捨て子は、教区の救貧税によって、ワークハウスに入るか、徒弟に出されるまで通常、乳母に預けられて養育された。

ユニークである。

#### 4. 捨て子院によらない子どもの保護

##### (1) 救貧法

イングランドにただ一つの捨て子院が、18世紀末以降、500名前後の捨て子を養育するのみであったとすると、そのほかの捨て子はどのように救済され、保護されたのか。

前述のように、救貧法は孤児だけでなく、未婚の母とその子、捨て子を救済の対象としており、1849年には救貧院内・外合わせて1万4000人以上の婚外子が救済を受けており、その数は被救済民の1.8%を占めていた。イングランドにおける子どもの保護と遺棄を論じるには、救貧法が捨て子をはじめとする子どもの保護に果たした役割とその限界を明らかにする必要がある。とはいえ、救貧法に関する先行研究には膨大な蓄積があり、ここで詳細を検討することは到底出来そうにない。

##### (2) 中間団体・チャリティ

救貧法のもとで、里子規則など子どもの処遇は徐々に改善を重ねられるが、問題点も多く、その間隙を埋めるために多くの中間団体が子どものためのチャリティを行った。チャリティ全体の歴史を扱ったもの（金澤：2008）、中間団体と女性、地方行政が乳幼児福祉に果たした役割を強調した福祉の複合体史（Thane：1996）、中間団体（Charity Organization Society, Save the Children, National Society for the Prevention of Cruelty to Children）の歴史を扱ったもの（Mulley：2009, Holman：2001, National Society for the Prevention of Cruelty to Children：2000, Jordan：1998）などである。慈善施設としての産院（lying-in hospital）が未婚の母と婚外子の救済に果たした役割や、友愛協会、埋葬クラブ<sup>8</sup>（中野：1982「路地裏の大英帝国」所収論文）についても検討が必要であろう。

##### (3) 医療従事者による保護

子どもの保護のもう一つの担い手は、乳幼児死亡率の低下をめざす医者や地方当局の医務官などの医療従事者であった。19世紀以降、産婆との分離を図り、国民の健康生活への影響力を拡大しようとしていた医師の専門職化の過程として、子どもの生命保護に果たした医療従事者の役割を肯定的に、あるいは女性の身体への介入として否定的にとらえた研究の両方が存在する。

（Arnot：1994, Homrighaus：2001, Smith：1990, Davies：2000, Thom：2003）

##### (4) 大英帝国と子ども移民

---

<sup>8</sup> 埋葬クラブとは、子どもの死亡時に保険金を支払う互助団体のことである。幼い子どもの死亡率は高く、親にとっては子どもの葬儀や埋葬にかかる高額な費用を賄うことは負担であった。そのため、少額の掛け金を毎月支払うことで、万一子どもが死んだ時に葬儀費用が支払われる埋葬クラブや生命保険会社の子ども生命保険が労働者の家庭に広く普及した。労働者にとって、埋葬クラブは教区の世話にならないための自助の精神の表れであったが、保険金殺人の疑いや子どもが病気のときに十分な処置を取らず死に至る危険性が指摘され、児童保護団体から批判された。

乳幼児ではないが、19 世紀以降、バーナード・ホームをはじめとする民間子ども移民推進団体により、多くの子どもたちが里子あるいは奉公人として海外植民地に移民として送られた。子ども移民となったのは浮浪児・孤児のほか、親が子どもを施設に委託する場合もあった。(Corbett : 1981, Laskey : 1987, Snow : 1999, Corbet : 2002, Kohl : 2003, Gilchrist : 2003, Rollison:2005, Parke:2008, 井野瀬:1995, 井野瀬:2000, 森本:2000、いずれも川北・指所収)

## ヨーロッパにおける「保護と遺棄」をめぐる研究状況 —捨て子院を中心に—

江口布由子（佐賀大学非常勤講師）

本報告では、近年観光されたパヴロウスキー(V. Pawlowsky) [Pawlowsky 2001]、高橋友子氏 [高橋 2000]、リンチ[Lynch 2000]の研究史の整理を参考にしつつ、大陸ヨーロッパにおける捨て子院研究を中心に「保護と遺棄」に関する研究動向を概観した。

### (1) 概観

大陸ヨーロッパの捨て子院は、熊本市の慈恵病院の「赤ちゃんポスト」のモデルともいえる施設である。従来の慈善病院から専門分化し、捨て子受け入れに特化した施設、すなわち「捨て子院」は、14～15世紀、フランドルとイタリアで出現したとされる。裏通り側の入り口に、子どもを置くための回転棚（イタリア語で「ルオータ」、フランス語で「トゥール」と呼ばれる）を設置し、母親が施設関係者と顔を合わせることなく匿名で預けられることが最大の特徴であった（ただし、高橋氏によれば先駆的なフィレンツェの施設では回転棚はなかったという）。しかし後発の、18世紀末以後に創設されたオーストリアやロシアの施設になると、回転棚が撤去され産院が併設されるようになり、捨て子院に預けるためには産院で出産しなければならなくなった。さらにこうしたヨーロッパの施設をモデルとしたオスマン帝国の捨て子院では、最初に産院が建設され、付属施設として捨て子院が設置された[Maksudynan 2009]。以上のように受け入れ方は、回転棚から産院へと変化した。育て方は（オスマンは除いて）ほぼ変わらず、ほとんどの場合（施設内で育てられることはなく）農村に居住する里親に預けられた。受入数に関しては、19世紀から20世紀初頭に、西から東へと地点を移動しながら最盛期を迎え、19世紀後半のオーストリアのウィーン、20世紀初頭のロシアのモスクワやサンクト・ペテルブルクでは、一年あたりの受入数は1万人を超えた。

### (2) 研究史

「捨て子院研究」ともいべきジャンルは、1970年代に萌芽的に出始め、1980年代以後の社会史の興隆とともに本格化した。1980年代から90年代初頭に代表的研究——イタリア[Hunecke 1987, 1994; Kertzer 1991, 1993, 1999]、フランス[Fuchs 1984]、スペイン[Alvarez Santolos 1980]およびロシア[Ransel 1980]——が登場した。1989年には、ワシントンで「ヨーロッパ史における子どもの遺棄。シンポジウム」が開催され、フックス、カーツァー、ランセル、ルイーザ・ティリーなどの主だった論客が参加した[Fuchs/ Tilly/ Ransel/ Kertzer 1991]。その後、ドイツ[Meumann 1995]、オーストリア[Pawlowsky 2001]、近年ではメキシコ[Blum 1998]やオスマン[Maksudynan 2009]などの研究も出ている。

### (3) 「保護」と「遺棄」に対する解釈



諸研究においてもっとも重要なトピックは、「なぜ、誰が遺棄をするのか」「なぜ、誰が保護をするのか」であろう。先行研究の見解は以下の二つの解釈に整理できる。

まず、ケルツァーに代表される、国家および教会と「未婚の母」という政治権力と「社会的弱者」の二項対立的関係を基本に据える解釈がある。その説明によると、同時代文献から推測するに「遺棄」したのは「未婚の母」であり、彼女らは恥辱から逃れるために、そしてこれ以上の貧困から逃れるために——墮胎は妊娠登録と墮胎禁止法によって不可能であったため——「遺棄」せざるをえない状況に追い込まれたとされる。一方、「保護」主体は国家とカトリック教会となるが、両者は、各々の目的——カトリック教会はその世界観や秩序の維持、国家は人口の増強——をもっていたのであり、総じて言えば、捨て子院とは権力が人口を管理し統制する施設であったとされる。その意味で、捨て子院は監獄や感化院と同系列の、規律化の装置であったと位置づけられている。

しかし、こうした見解は一面的過ぎると批判も出ている。なにより親の行為は「遺棄」なのか、ということが大きな問題となった。たとえばミラノを事例とするフーネッケの研究によると、入所記録などを丹念に見ていくと実は捨て子のなかにかかなりの婚内子が含まれているという。そして預けた者（親）は匿名を死守しないばかりか、身元の分かるものが潜まされていることもあったという事例を挙げる。さらにミラノの施設では「貧困証明書」を持参すれば一年限定で預かるというシステムまであったという。つまり、捨て子院は「棄てる」ための施設というよりも、栄養不良などのために授乳の確保が困難であったり産褥で母親を亡くした子どもの乳母を捜すことを役割とする施設であったとフーネッケなどは位置づける。この点に関しては、高橋氏のインノチェンティ捨て子院の研究や、ロシアのランセルの研究も同様の指摘をしている。

#### (4) 農村と都市の（非対称的）関係と「子どもの死」を巡って

フーネッケらの議論に従えば、親にとって捨て子院は子どもの生命を文字通り「遺棄」するための施設ではなく、育てるためのひとつのオプションであったともいえる。しかし、そこで問題となるのが捨て子院での死亡率の高さである。子どもの大半は里子に出されたが、捨て子院の規模が大型化する18世紀のフランス、19世紀のオーストリアなどでは、近隣農村では乳母の数が足りなくなり、より遠い地域に預けるようになりはじめた。さらに預かる里親は、捨て子院からの給付金以外に現金収入の道がないような寡婦や小屋住み農など農村のなかでも最貧困層であり、里親を取り巻く経済的社会的状況は厳しかった。当然、死亡率は高く、婚内子の二倍程度、飢饉や不況が訪れると——もちろん、この場合、入所する子どもの数も激増するが——預かった子どものほとんどすべてが亡くなってしまいうという状況もまれではなかった。同時代の批判者は、捨て子院は児童保護どころか、国立の子殺し施設である、とすら主張していたが、実際に捨て子院が貧困層の「子減らし」という人口調節機能を担っていたという側面は無視できない。

はたして捨てた側、あるいは預けた側はこの事実を知っていたのか、という点に関しては、先行研究は明白な解答を出してはいないが、大方の見解としては「捨てる」側にこのような統計情報は伝わっていなかったとしている[Lynch 2000]。しかし、まったく知らなかったとも考えがた

い。なぜなら、たとえば1870年代以後のオーストリアでは、新聞などで大々的に反捨て子院キャンペーンが張られているからである。だが、いずれにしても、捨てる側（親）は、預けた子どもの生死の行方を——生物学的親子関係を知ることは、子どもの基本的権利であるとする現代的感性からみれば冷酷と捉えられかねないほど——追う形跡は実証研究のなかでは明らかにされていない。

以下、沢山美果子氏の議論[「近代家族と子育て・再考」『歴史評論』684（2007）]に刺激を受けた、報告者の感想めいた推測となるが、こうした現代的感性とのずれは、おそらく生命観の違いに起因していると考えられる。2008年度秋季例会における松塚報告でも指摘されたように、ヨーロッパ社会において避妊、墮胎や嬰兒殺しに対する罪の意識は希薄だったとされる。19世紀になってもなお死はすぐそこにあり、したがって生命のありようは偶発的で運命論的な、「授かり」「召される」の世界にあったとするならば、その世界にあってはじめて捨て子院という装置に代表される「保護と遺棄」のあり方が成立していたといえるのではないだろうか。いずれにしても、たしかに捨て子院はその死亡率の高さゆえに、結果的に見るとマクロレベルでの人口調節装置であったといえるかもしれないが、捨てた側にとってはあくまで結果論であり、捨て子院の運営者——保護の主体にとってはその人口増強という意図からはまったくはずれた、非設計的な結果だったといえよう

#### (5) 他人に子どもを「委ねる」社会

こうした、多分に現代的視線からの表現ではあるが、「遺棄の容易さ」は、上記の生命観とともに、それを可能にする心理的・物理的土壌があったという説明が説得的であろう。社会史や女性史の研究蓄積が示すとおり、ヨーロッパ各地には「乳母の習慣」があり、ごくごく普通のパン屋のおかみさんや鍛冶屋のおかみさんが、仕事が忙しいといった理由から、子どもを農村の乳飲み子を抱える女性に預けるとするのが日常的光景だったとされる[Fay-Salloy 1980 など]。ランセルや高橋氏が指摘するように、捨て子院は、より広い文脈での、現金・お乳を媒介とした「子どもの一時預かり」のための農村と都市のネットワークの一地点にすぎなかったともいえる。捨て子院とは危機的状況に陥った際、生計と生存を維持するための一時預かり所だったといった方が実態に即しており、二宮氏が言うように、むしろ「公共善」を信頼し、それに子を委ねる行為であった[二宮 1986]と考えるのが妥当のように思われる。

しかしながら、こうした里子の習慣をあまりに調和的に捉えるのも問題があるようにも思われる。社会経済史からの児童労働の長期的推移の分析[Rahikainen 2004]によれば、こうした都市の貧困層と農村を結ぶ「里子」（子どもの一時、あるいは恒久的な預かり）のネットワークは、農業革命、もしくは農業の商業化、資本主義化の所産であったという指摘にも耳を傾ける必要があるだろう。むしろ、このような社会経済史の文脈からは、里子という存在は以下のように説明される。すなわち、農業の資本主義化以前、子どもはよそに預けられることはまれで、大人並に働くことは求められず、親元で育てられることが一般的であった。しかし市場経済に組み入れられはじめると、農家は労働コストを下げる必要に迫られた。そこから、アルプス山地の酪農型農

業のような 24 時間労働を必要とする地域でもっとも必要とされた労働力こそ里子だった、と [Uhlig 1978]。捨て子院は、こうした児童労働の移転を基盤とする都市-農村ネットワークの一端点だったともいえる。児童労働という視点からみると、子どもを一時的に預かる、あるいは子どもを「やり取り」するネットワークは、近代家族化とともに失われたなんらかの共同性の発現といった側面ばかりでなく、(過酷な)児童労働を必要とする社会を映し出しているといえよう。今後の研究では、「保護と遺棄」に組み込まれた児童労働という観点も留意する必要があると考える。

## 日本語文献

### 【日本史における捨て子研究】

1. 碓井隆次「徳川時代の捨子禁令—近世以降の児童問題上、中、下」、大阪社会事業短期大学社会事業研究会『社会問題研究』7巻3号(1957)
2. 碓井隆次「大阪における明治初年の捨子養育所計画—近世以降の児童問題(上)」『社会問題研究』8巻4号(1958)
3. 宮本常一・山本周五郎・楳西光速・山代巴監修『日本残酷物語1 貧しき人々のむれ』(平凡社ライブラリー、1995←1959)
4. 碓井隆次「大阪における明治初年の捨子養育所計画—近世以降の児童問題(上)」『社会問題研究』9巻2号(1959)
5. 安川巖「宗旨改帳に見える捨子の記録」『西日本文化』77号(1971)
6. 塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、1983)
7. 菅原憲二「近世京都の町と捨子」『歴史評論』422号(1985)
8. 守屋成『岡山県下における慈善救済史の研究』(岡山社会事業刊行会、1985)
9. 細川涼一「中世の捨て子と女性」(『女の中世』日本エディタースクール出版部、1989)
10. 妻鹿淳子『犯科帳のなかの女たち—岡山藩の記録から』(平凡社、1995)
11. 立波澄子「近世捨子史考—加賀藩の事例を中心に」福田光子編『女と男の時空—日本女性史再考 IV 爛熟する女と男—近世』(藤原書店、1995)
12. 小堀一正『近世大阪と知識人社会』(清文堂出版、1996)
13. 横田武子「福岡藩における産子養育制度」「福岡藩における産子養育制度の変遷」『福岡県地域史研究』14・5号(1996/7)
14. 大喜直彦「中世の捨て子」『日本歴史』615号(1999)
15. 沢山美果子「近世後期の捨子の実態—岡山城下町を中心に—」『順正短期大学研究紀要』28号(1999)
16. 菊地勇夫「近世飢饉下の捨て子・子殺し—東北地方を事例に」『キリスト教文化研究所年報』第34号(2001)
17. 芝英一「近世田辺領における捨子の取扱と身分制度」『くちくまの』120,121号(2001)
18. 沢山美果子「天保飢饉下の捨子—津山藩領内における—」『順正短期大学研究紀要』30号(2002)
19. 井上隆明「近世後期福岡藩の捨子—町方を中心に—」『福岡大学大学院論集』(2002年)
20. 川本英紀「捨て子の置手紙と『氏・筋・由緒』—近世後期小倉藩を事例として」『部落解放史ふくおか』116号(2004.12.)
21. 沢山美果子『性と生殖の近世』(勁草書房、2005)
22. 沢山美果子「家／家庭と子ども」大門正克・安田常雄・天野正子編『近代社会を生きる』(吉川弘文館、2003)
23. 大藤修『近世村人のライフサイクル』(山川出版社、2003)
24. 西山良平『都市平安京』(京都大学学術出版会、2004)
25. 沢山美果子「保護される子ども」の近代—『捨子』からみた近代社会の展開—佐口和郎・中川清編『講座・福祉社会第二巻 福祉社会の歴史—伝統と変容—』(ミネルヴァ書房、2005)

26. 沢山美果子「墮胎・間引きから捨子まで」落合恵美子編『徳川日本のライフコース—歴史人口学との対話—』（ミネルヴァ書房、2006）
27. 沢山美果子「近代家族と子育て・再考」『歴史評論』684号（2007.4.）
28. 三木えり子「近世後期小野藩における捨子と地域社会」『歴史と神戸』41巻3号（2002）
29. 宮田登『宮田登 日本を語る12 子ども・老人と性』（吉川弘文館、2007）
30. 沢山美果子『江戸の捨て子たち その肖像』（吉川弘文館、2008）
31. 中野達哉「江戸の大名屋敷と捨子」江戸東京近郊地域史研究会編『地域史・江戸東京』（岩田書院、2008）
32. 沢山美果子「近世社会における捨て子の『養育』—岡山藩を対象に—」『歴史と地理 日本史の研究』223号（2008）
33. 倉地克直『全集 日本の歴史11』（小学館、2008）
34. 小松裕「捨て子の『作法』」『全集 日本の歴史14』（小学館、2009）
35. 沢山美果子「史料紹介 備中国後月郡下出部村の捨て子」『岡山地方史研究』117（2009）
36. 海原亮「都市大坂の捨子養育仕法—『年々諸用留』の事例から」『住友史料館報』第40号（2009）
37. 田間泰子「書評 沢山美果子『江戸の捨て子たち』」『女性史学』19号（2009）

#### 【西洋史における捨て子・児童福祉研究】

1. 井野瀬久美恵「ヴィクトリア期フィランソロピーの陥穽—子ども移民のレトリックを中心に」『英語青年』第141巻6号（1995）
2. 岡部造史「フランスにおける乳幼児保護政策の展開（1874-1914年）—ノール県の事例から」『西洋史学』215（2004）
3. 荻野美穂「子殺しの倫理と論理—ヨーロッパ社会史をもとに」『女性学年報』9（1989）
4. 荻野美穂『生殖の政治学—フェミニズムとバース・コントロール』（山川出版社、1994）。
5. 加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援(1)」『経済学研究』（九州大学）73(2/3)（2006），1-22.
6. 加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援(2)」『経済学研究』（九州大学）74(2)（2007），1-27.
7. 加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援(3)」『経済学研究』（九州大学）74(5/6)（2008），1-24.
8. 加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援(4)」『経済学研究』（九州大学）76(1)（2009），1-25.
9. 河村貞枝、今井けい『イギリス近現代女性史研究入門』（青木書店、2006）
10. 角山榮・川北稔編『路地裏の大英帝国 イギリス都市生活史』（平凡社、1982年）
11. 吉田恵子「19世紀イギリスにおける既婚夫人の就業形態」『明治大学短期大学紀要』31（1982）
12. 吉田恵子「19世紀イギリス、国は女性労働をどう見たか—救貧法、工場法、既婚女性財産法の場合」『明治大学短期大学部紀要』73（2003）
13. 吉尾清『社会保障の原点を求めて—イギリス救貧法・貧民問題（18世紀末～19世紀半頃）の研究』（関西学院大学出版会、2008）
14. 宮沢康人編『世界子どもの歴史 第6巻 産業革命期』（第一法規出版、1985）

15. 橋本伸也「歴史のなかの教育と社会—教育社会史研究の到達と課題（特集 教育問題の歴史的位相(2)）」『歴史学研究』830（2007）
16. 近藤和彦「チャリティとは慈善か—公益団体のイギリス史」『年報都市史研究』15（2007）
17. 金澤周作『チャリティとイギリス近代』（京都大学出版会、2008）
18. 桑原洋子『英国児童福祉制度史』（法律文化社、1989）
19. 高橋友子『捨て子たちのルネッサンス—15世紀イタリアの捨児養育院と都市・農村』（名古屋大学出版会、2000）
20. 高田実「イギリス福祉国家史研究の新しい視点—Pat Thaneの業績を中心として」『西洋史学論集』35（1997）
21. 斎藤修編著、ラスレット他『家族と人口の歴史社会学：ケンブリッジ・グループの成果』（リプロポート、1988）
22. 斎藤真緒「近代家族的母—子関係」の歴史的系譜—戦後西ドイツの家族変動を中心として」『立命館産業社会論集』36(1)（2000）
23. 三田地宣子「世界の立法事情 イギリス児童保護制度の系譜Ⅱ＊救貧法殻の解放と国家責任の成長」『時の法令』1002（1978）
24. 三田地宣子「世界の立法事情イギリス児童保護制度の系譜Ⅰ＊救貧法下の児童、」『時の法令』1000（1978）
25. 山口真里「18世紀イングランドの捨て子処遇における「家族」と「教育」—ファウンドリング・ホスピタルからハンウェイ法へ—」『日本の教育史学』43（2000）
26. 山本真美「イギリスの児童養護政策の変遷（1）—16世紀以前から17世紀まで」『淑徳大学社会学部研究紀要』37（2003）
27. 志濃原亜美「スウェーデンの学童保育の歴史—ストックホルムのワークコテージ創設期にみる児童福祉事業」『洗足論叢』36(2007),
28. 若尾祐司編著『家族（近代ヨーロッパの探究②）』（ミネルヴァ書房、1998）
29. 秋元美世『児童青少年保護をめぐる法と政策—イギリスの史的展開を踏まえて』（中央法規出版、2004）
30. 小川富士枝「幼児生命保護法と保育施設の歴史（レスター市）」宮城教育大学紀要、第1分冊、人文科学・社会科学、18（1983）
31. 小川富士枝『イギリスにおける育児の社会化の歴史』（新読書社、2003）
32. 小林章夫「書評 捨て子育児院を通して見た18世紀イギリス(Ruth K. McClure, *Coram's Children: London Foundling Hospital in the Eighteenth Century*, 1981)」『総合文化研究所紀要』1（1984）
33. 松浦京子「ロンドンにおける既婚女性の賃金労働:19世紀後半から20世紀初頭まで」『西洋史学』152（1989）
34. 松浦京子「世紀転換期イギリスにおける家内労働と女性問題」『待兼山論叢』（大阪大学）24（1990）
35. 松浦京子「イギリス女性生活誌 試練と苦闘の連続—労働女性にとっての出産・子育て」『クロノス』9（1998）
36. 松浦京子「世紀転換期イギリスの労働者女性運動にみるフェミニズム—女性協同組合ギルドと母性支援要求」『女性歴史文化研究所紀要』9（2000）
37. 松塚俊三「近代イギリスの国家と教育—公教育とは何か」『日本の教育史学』51（2008）
38. 松塚俊三「セクシュアル・リテラシー—戦間期イギリス労働者階級と性」（松塚俊三・八鍬友広編『識字と読書—リテラシーの比較社会史』（昭和堂、2010）

39. 水田珠枝「福祉国家の思想とフェミニズム—20世紀前半のイギリスを中心に」『社会思想史研究』(社会思想史学会年報) 21 (1997)
40. 川越修・友部謙一『生命というリスク—20世紀社会の再生産戦略』(法政大学出版社、2008)
41. 川出圭一「世紀転換期におけるドイツの下層青少年：「ハルプシュタルケ(非行青少年)」の発見」『東京学芸大学紀要. 第3部門, 社会科学』47(1996)
42. 川田昇『イギリス親権法史：救貧法政策の展開を軸にして』(一粒社、1997)
43. 川北稔・指昭博『周辺からのまなざし—もう一つのイギリス近代』(山川出版社、2000)
44. 大森北文「ドイツ社会民主党の青少年政策：1908～1914年(前)」『教養紀要』18(2000)
45. 大森北文「ドイツ社会民主党の青少年政策：1908～1914年(中)」『教養紀要』19(2001)
46. 大森北文「ドイツ社会民主党の青少年政策：1908～1914年(後)」『教養紀要』20(2002)
47. 大森北文「近代ドイツの児童教育—児童教育の歴史を児童保護の観点から概観する」『埼玉工業大学教養紀要』21(2003)
48. 大沢真理『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家』(東京大学出版会、1986)
49. 鳥光美緒子「啓蒙期ドイツにおける乳幼児保護改革—通俗医学文献にみる改革プログラムとその行方」『幼年教育研究年報』13 (1991)
50. 辻英史「19世紀後半ドイツ都市における「共和主義」理念と公的救貧事業の展開」『立正史学』101(2007)
51. 藤田苑子『フランソワとマルグリット—18世紀フランスの未婚の母と子どもたち』(同文館出版、1994年)
52. 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』(木鐸社、1986)
53. 二宮宏之(編)『規範と統合』岩波書店 1990.
54. 白水浩信『ポリスとしての教育—教育的陶冶としてのアルケオロジー』(東京大学出版会、2004)
55. 姫岡とし子『ヨーロッパの家族史』(山川出版社(世界史リブレット)、2008)
56. 米山秀『近世イギリス家族史』(ミネルヴァ書房、2008)
57. 望田幸男・田村栄子編『身体と医療の教育社会史』(昭和堂、2003)
58. 北本正章『子ども観の社会史：近代イギリスの共同体・家族・子ども』(新曜社、1993)
59. 北本正章『近代ヨーロッパの子育て習俗の社会史に関する図像学的研究』(文部科学省科学研究費補助金、基盤研究C平成16年度—18年度研究成果報告書)(2007)
60. 北本正章「子ども観の社会史研究における非連続と連続の問題：欧米におけるアリエス・パラダイム以降の諸学説にみる新しい子ども学の展開と構成」青山学院大学教育学会紀要『教育研究』53 (2009)
61. 本村凌二『薄闇のローマ世界—嬰兒遺棄と奴隷制』(東京大学出版会、1993)
62. 牟田和恵「家族の近現代—生と性のポリティクスとジェンダー」『社会科学研究』57 (3/4) (2006)
63. 鈴木篤「ドイツ社会福祉国家(Sozialstaat)の成立と社会的教育学の変容—H. ノールと S. ベルンフェルトの青少年福祉論を手がかりに」『教育哲学研究』97(2008).

#### 【セーフティネットとの関連】

1. 斎藤修「家族再生産とセーフティネット」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』(有斐閣、2002)
2. 倉敷伸子「セーフティネット史研究の現在」横浜国立大学経済学会『エコノミア』54巻2号 (2003)

## 欧語（英語・ドイツ語等）文献

1. Adair, R., *Courtship, illegitimacy, and marriage in early modern England*. Manchester: Manchester University Press 1996.
2. Adolphs, L., *Industrielle Kinderarbeit im 19. Jahrhundert unter Berücksichtigung des Duisburger Raumes*, Duisburg 1972. (『ドゥイスブルガー地域に関する 19 世紀における工業的児童労働』)
3. Allen, Ann Taylor, *Feminism und Motherhood in Germany 1800-1914*, New Brunswick 1991.
4. Alvarez Santolos, L. C., *Marginación y mentalidad en Andalucía Occidental: Expansitos en Sevilla*, Sevilla 1980.
5. Amos, H., Mayers, A., & Jig., *Thomas Coram: The man who saved children*. London: Foundling Museum 2006.
6. Anderson, Harriet, *Utopian Feminism. Women's Movement in Fin-de-siècle Vienna*, New Heaven 1992.
7. Anderson, M. S., *War and Society in Europe of the Old Regime, 1618-1789*, London 1988.
8. Anderson, Michael, *Approaches to the History of the Western Family 1500-1914*, Macmillan Press 1980. 北本正章訳(1988)『家族の構造・機能・感情：家族史研究の新展開』海鳴社.
9. Andrew, D. T. *Philanthropy and police: London charity in the eighteenth century*. Princeton, N. J. 1989.
10. Arnot, Margaret, L., Infant death, child care and the state: the baby-farming scandal and the first infant life protection legislation of 1872, *Continuity and Change* 9(2) (1994), 271-311.
11. August, A, *Poor women's lives: Gender, work, and poverty in late-Victorian London*. Madison: Fairleigh Dickinson University Press 1999.
12. Bailkin, J., The Postcolonial Family? West African Children, Private Fostering, and the British State, *Journal of Modern History*, 81-1(2009), 87-121.
13. Bajohr, S., Uneheliche Mütter im Arbeitermillieu: Die Stadt Braunschweig 1900-1930, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 7(1981), 474-506. (「労働者ミリュにおける未婚の母。ブラウンシュバイク 1900-1930」)
14. Barbagli, M., Marriage and the family in Italy in the early nineteenth century, in: J. Davis / P. Ginsborg, *Society and Politics in the Age of the Risorgimento*, Cambridge 1991, 92-127.
15. Bardosch, Ruth, Die Entstehung und Entwicklung der Rechtsinstitute der Vormundschaft und Pflugschaft unter besonderer Berücksichtigung Bayerns, Preussens und Österreich im 18. und 19. Jahrhundert, Uni. Graz Diss. 1999 (『後見権と養育権の司法制度の生成と発展。とくに 18-19 世紀のバイエルン、プロイセン、オーストリアに関して』)
16. Barnett, R., 'Unwelcome strangers': *The BMJ and infant life protection legislation 1866-1872*. BSc. Dissertation -- Wellcome Trust Centre for the History of Medicine at University College, London, 2001.
17. Barret-Ducrocq, F., *Love in the time of Victoria: Sexuality, class, and gender in nineteenth-century London*. London 1991.
18. Barry, J., *Medicine and charity before the welfare state*. London 1991.



19. Behlmer G.K., Ernest Hart and the social thrust of Victorian medicine. *BMJ (Clinical Research Ed.)*. 301 (6754) (1990), 711-3.
20. Bengtsson, T. & Saito, O., *Population and Economy: From Hunger to Modern Economic Growth*, Oxford 2000.
21. Blaikie A., Infant survival chances, unmarried motherhood and domestic arrangements in rural Scotland, 1845-1945. *Local Population Studies*. (60) (1998), 34-46.
22. Blum, Ann S., Public Welfare and Child Circulation, Mexico City, 1877 to 1925, *Journal of Family History*, 23-3(1998), 240-271.
23. Boswell, John, *The Kindness of Strangers : the abandonment of children in Western Europe from late antiquity to the Renaissance* , Chicago 1988.
24. Botsford, Jay Barret., *English Society in the Eighteenth Century*. Gardners Books 2007.
25. Brandes, I./K. Marx-Jaskulski (ed.), *Armenfürsorge und Wohltätigkeit : ländliche Gesellschaften in Europa, 1850-1930*, Frankfurt aM 2008. (救貧と慈善 : 1850~1930年のヨーロッパにおける農村社会)
26. Buckton, H., *The Children's Front: The Impact of the Second World War on British Children*, Stroud 2009.
27. Caulfield, E., *The infant welfare movement in the eighteenth century*. New York 1973.
28. Cody, L. F., The Politics of Illegitimacy in an Age of Reform: Women, Reproduction, and Political Economy in England's New Poor Law of 1834. *Journal of Women's History*. 11 (4) (2000), 131-156.
29. Coldham, P. W., *Child apprentices in America: From Christ's Hospital, London, 1617-1778*. Baltimore, MD 1990.
30. Cooter, R. (ed.), *In the Name of Child: Health and welfare, 1880-1940*, London/ New York 1992.
31. Corbett, G. H., *Nation builders: Barnardo children in Canada*. Toronto 2002.
32. Cunningham, H., *Children & Childhood in Western Society since 1500*, London/ New York 1995.
33. Cunningham, H., *The Children of the Poor. Representations of childhood since seventeenth Century*, Cambridge 1992.
34. Cunningham, H., Child Welfare and Social Action in the Nineteenth and Twentieth Centuries: International Perspectives. *English Historical Review*. 117 (474) (2002), 1388-1389.
35. Cunningham, H/ P.P. Viazzo (ed), *Child Labour in Historical Perspective, 1800-1985: Case Studies from Europe, Japan and Colombia*, Florence 1996.
36. Darbyshire P., Infanticide: lambs to the slaughter. *Nursing Times*. 81 (33) (1985), 14-20.
37. Davies R., A celebration of 100 years' achievement in child health. *British Journal of Nursing (Mark Allen Publishing)*. 9 (7) (2000), 13-26.
38. Davies R., Achievements in child health over the first half of the 20th century. *British Journal of Nursing (Mark Allen Publishing)*. 9 (1) (2000), 13-26.
39. Davies, M. L., *Maternity: Letters from working-women collected by the Women's Co-operative Guild*. London 1978.
40. De Rivera, A. (2008). *Reconstituting patriarchy: A study of the criminalization of infanticide in early modern England*. South Hadley, Mass: [s.n.].
41. DeMause, Lloyd The evolution of childhood, *The History of Childhood: the evolution of*

- parent-child relationships as a factor in history*, The Psychohistory Press 1974. (宮沢康人他訳. (1990) 『親子関係の進化 : 子ども期の心理発生的歴史学』海鳴社)
42. Dellapenna JW., The history of abortion: technology, morality, and law. *University of Pittsburgh Law Review. University of Pittsburgh. School of Law.* 40 (3) (1979), 359-428.
  43. Denihoff, D., *The nineteenth-century child and consumer culture*, Aldershot 2008.
  44. Dickinson, E. R., *The politics of German child welfare from the empire to the Federal Republic*, Cambridge 1996.
  45. Donzelot, J., *La police des familles*, Paris 1977. (宇波彰訳 (1991) 『家族に介入する社会—近代家族と国家の管理装置』新曜社).
  46. Dos Guimarães Sá, I., Childhood Abandonment in Portugal: Legislation and Institutional Care, *Continuity and Change*, 9-1(1994), 69-89.
  47. Downs, L.L., *Childhood in the Promised Land. Working-Class Movements and the Colonies de Vacances, 1880-1960*, Oxford 2002.
  48. Downs, L.L., „Each and every one of you must become a *chef* “: Toward a Social Politics of Working-Class Childhood on the Extreme Right in 1930s France, *Journal of Modern History*, 81-1(2009), 1-44.
  49. Dribe, M., *Leaving Home in a Peasant Society: Economic Fluctuations, Household Dynamics and Youth Migration in Southern Sweden, 1829-1866*, Stockholm 2000.
  50. Dubert, I., Domestic service and social modernization in urban Galicia, 1752-1920, in: *Continuity and Change*, 14-2(1999), 207-226.
  51. Dwork, D., *War is Good for Babies and Other Young Children. A History of the Infant and Child Welfare Movement in England 1898-1918*, London / New York 1987
  52. Dönhoff, M.G., *Kindheit in Ostpreussen*, Berlin 1988.
  53. Ehmer, J., *Familienstruktur und Arbeitsorganisation im Frühindustriellen Wien*, München 1980.
  54. Ehmer, J., *Heiratverhalten, Sozialstruktur, ökonomischen Wandel. England und Mitteleuropa in der Formationsperiode des Kapitalismus*, Göttingen 1991 (『結婚行動、社会構造、経済転換。資本主義構成期におけるイングランドと中央ヨーロッパ』)
  55. Evans, T., *Unfortunate objects: Lone mothers in eighteenth-century London*. Houndmills, Basingstoke, Hampshire 2005.
  56. Farge, A. / J. Revel, *The Vanishing Children of Paris: Rumor and Politics before the French Revolution*, Cambridge 1991.
  57. Fass, P. S., Children in Global Migrations. *Journal of Social History.* 38 (4) (2005), 937-953.
  58. Fass, P. S., *Encyclopedia of children and childhood: In history and society*. New York 2004.
  59. Fauve-Chamoux, A., Beyond Adoption: Orphans and Family Strategies in Pre-Industrial France, in: *The History of the Family*, 1-1(199), 1-13.
  60. Fay-Salloy, F., *Les Nourices à paris au XIXe siècle*, Paris 1980.
  61. Fehrenbach, H., *Race after Hitler : Black occupation children in postwar Germany and America*, Princeton, N.J. 2007.
  62. Feldbauer, Peter, Öffentliche “Jugendfürsorge” im liberalen Österreich. Zur Geschichte von Kinderschutz und Jugendpflege im Wien des 19. Jahrhunderts, in: Herbert Knittler(ed.),

- Wirtschaft- und Sozialhistorische Beiträge. Festschrift für Alfred Hoffmann zum 75. Geburtstag*, Wien 1979, 451-478.
63. Feldbauer, Peter, *Kinderelend in Wien. Von der Armenkinderpflege zur Jugendfürsorge 17.-19. Jahrhunderts*, Wien 1980. (『ウィーンにおける子どもの悲惨。17-19世紀、救貧児から児童福祉へ』)
  64. Fielhauer, H., Kinder- "Wechsel" und "Böhmisch-Lernen". *Sitte, Wirtschaft und Kultur-Vermittlung im Frühen niederösterreichisch-tschechischen Grenzgebiet*, in: *Österreichische Zeitschrift für Sozialkunde*, 81(1978), 117-144.
  65. Fildes, V. A., *Wet nursing: A history from antiquity to the present*. Family, sexuality, and social relations in past times. Oxford 1988.
  66. Findlay, J. J., *The children of England : a contribution to social history and to education*, London 1923.
  67. Finlay R., Differential child mortality in pre-industrial England: the example of Cartmel, Cumbria, 1600-1750. *Annales De Demographie Historique*(1981). 67-80.
  68. Finlay, R., *Population and metropolis: The demography of London, 1580-1650*. Cambridge geographical studies, 12. Cambridge Cambridgeshire 1981.
  69. Francus, M., Monstrous Mothers, Monstrous Societies: Infanticide and the Rule of Law in Restoration and Eighteenth-Century England. *Eighteenth-Century Life*. 21 (2) (1997), 133.
  70. Frost, G. S., "The Black Lamb of the Black Sheep": Illegitimacy in the English Working Class, 1850-1939. *Journal of Social History*. 37 (2) (2003), 293-322.
  71. Fuchs, R. G., *Abandoned Children: Foundling and Child Welfare in the Nineteenth-Century France*, Albany 1984.
  72. Garrett, E, Garrett, E., Reid, A., Schurer, K., Szreter, S., eds., *Changing Family Size in England and Wales: Place, Class and Demography, 1891-1911*, Cambridge 2001.
  73. Garrett, E., *Infant mortality: A continuing social problem*. Aldershot, England 2006.
  74. Gavitt, P., Charity and State Building in Cinquecento Florence: Vincenzo Borghini as Administrator of the Ospedale degli Innocenti, in: *Journal of Modern History*, 69-2(1997), 230-270.
  75. Gente, Magali., Family Ideology and the Charity Organization Society in Great Britain during the First World War. *Journal of Family History*. 27(2002), 255-272.
  76. Gijswijt-Hofstra, M., & Marland, H., *Cultures of child health in Britain and the Netherlands in the twentieth century*. Wellcome series in the history of medicine. Amsterdam 2003.
  77. Gowing, Laura., Secret Births and Infanticide in Seventeenth-century England, *Past and Present*. 156(1997), 87-115.
  78. Gräser, M., *Der blockierte Wohlfahrtsstaat. Unterschichtsjugend und Jugendfürsorge in der Weimar Republik*, Göttingen 1995.
  79. Gurjeva LG., Child health, commerce and family values: the domestic production of the middle class in late-nineteenth and early-twentieth century Britain. *Clio Medica (Amsterdam, Netherlands)*. 71(2003), 103-25.
  80. Hajnal, J., European marriage patterns in perspectives, in: D.V. Glass/ D.E.C. Eversley(ed), *Population in History. Essays in Historical Demography*, London 1965, 101-143.
  81. Hajnal, J., Two kinds of pre-industrial household formation system, in: Wall(1983), 65-104.

82. Hansen, N., *Fabrikinder: Zur Kinderarbeit in Schlewig-holsteinischen Fabriken im 19. Jahrhundert*, Neumünster 1987. (
83. Harris B., Educational reform, citizenship and the origins of the School Medical Service. *Clio Medica (Amsterdam, Netherlands)*. 71(2003), 85-101.
84. Harris, J., Political thought and the welfare state 1870-1940: an intellectual framework for British Social Policy, *Past and Present*. 135 (1992), 116-141.
85. Healy, Maureen, *Vienna and the Fall of the Habsburg Empire. Total War and Everyday Life in World War I.*, Cambridge 2004.
86. Henderson, J./ R. Wall(ed.), *Poor Women and Children in the European Past*, London/ New York 1994.
87. Hendrick, H., *Child Welfare, England 1872-1989*, London/ New York 1994.
88. Hendrick, H., *Child Welfare. Historical Dimensions, Contemporary Debate*, Bristol 2003.
89. Hendrick, H., *Children, childhood and English society, 1880-1990*, Cambridge 1997.
90. Henriques, U.R.Q., Bastardy and the New Poor Law, *Past and Present*. 37(1967), 103-129.
91. Hermand, J., *Als Pimpf in Polen. Erweiterte Kinderlandverschickung 1940-1945*, Frankfurt aM 1993. (占領地ポーランドでの児童疎開事業)
92. Heywood, C., *A History of Childhood: Children and Childhood in the West from Medieval to Modern Times*, Cambridge 2001.
93. Heywood, C., *Childhood in nineteenth-century France: Work, health and education among the classes populaires, 1793-1860*, Cambridge 1988.
94. Heywood, C., The Launching of an "Infant Industry" ? The Cotton Industry of Troyes under Protectionism, 1793-1860, in: *The Journal of European Economic History*, 10-3(1981), 553-581.
95. Heywood, J. S., *Children in care: The development of the service for the deprived child*. London ; Boston 1978. (内田守訳『イギリス児童福祉発達史』ミネルヴァ書房 1971)
96. Hoffer, Peter, C., Hull, N.E.H., *Murdering Mothers: Infanticide in England and New England, 1558-1803*, New York and London 1984.
97. Hogarth, W., Harris, R., & Simon, R., *Enlightened self-interest: The Foundling Hospital and Hogarth : an exhibition at the Thomas Coram Foundation for Children*. London 1997.
98. Holman, R., *Champions for children: The lives of modern child care pioneers*. Bristol 2001.
99. Homrighaus R.E., Wolves in women's clothing: baby-farming and the British Medical Journal, 1860-1872. *Journal of Family History*. 26 (3) (2001), 350-72.
100. Homrighaus, R. E., *Baby farming The care of illegitimate children in England, 1860-1943*. Thesis (Ph. D.)--University of North Carolina at Chapel Hill, 2003.
101. Horn, P., *The Rural World, 1780-1850: Social Change in the English Countryside*, New York, 1980.
102. Horn, P., *Children's work and welfare, 1780-1880s*. Studies in economic and social history. Basingstoke 1994.
103. Horn, P., *Rise and fall of the Victorian servant*, Sutton 1986. (子安雅博訳(2005).『ヴィクトリアン・サーヴァント一階下の世界』英宝社.)
104. Hrabar, R./ Z. Tokarz/ J.E. Wilczur ; [Übersetzung ins Deutsche: H. Fula/ S. Schmidt], *Kinder im Krieg - Krieg gegen Kinder : die Geschichte der polnischen Kinder 1939-1945*, Reinbek bei

- Hamburg 1981.
105. Humphreys, M., *Empty cradles*. London 1995.
  106. Humphries, J., At What cost was pre-eminence purchased? Child labour and the first industrial revolution, in: Scholliers /Schwarz, *Experiencing Wages: Social and cultural aspects of wage form in Europe since 1500*, New York/ Oxford 2003, 322-355.
  107. Hunecke, V., *Die Findelkinder von Mailand. Kinderaussetzung und aussetzende Eltern vom 17. bis zum 19. Jahrhundert*, Stuttgart 1987.
  108. Hunecke, V., The Abandonment of Legitimate Children in Nineteenth-Century Milan and the European Context, in Henderson/ Wall(1994).
  109. Hämmerle, Ch. (ed), *Kindheit im Ersten Weltkrieg*, Wien/Köln/Weimar 1993. (『第一次世界大戦における子ども』多数の自伝を収録)
  110. Höck, A., Knecht und Magd auf Zeit: Bauernkinder als Gesinde bei Eltern und Verwandeten in Oberhessen, in: S. Becker/ M. Matter, *Gesindewesen in Hessen: Studien zur historischen Entwicklung und sozialkulturellen Ausprägung ländlicher Arbeitsorganisation*, Hessen 1987, 125-129.
  111. Jackson, M., *Infanticide: Historical perspectives on child murder and concealment, 1550-2000*. Aldershot, Hants, England 2002.
  112. Jackson, M., *New-born child murder: Women, illegitimacy and the courts in eighteenth-century England*. Manchester 1996.
  113. Jocelyn, M., *A home for foundlings*. A Lord museum book. Toronto, Ont 2005.
  114. Jones, M., *"Too common and most unnatural": The "infanticidal woman" in Britain, 1764-1859*. Thesis (doctoral)--York University (Toronto, Ont.), 1999 (2001).
  115. Jordan, T. E., *Victorian child savers and their culture: A thematic evaluation*. Mellen studies in sociology, v. 19. Lewiston, N.Y. 1998.
  116. Kaser, K., *Patriarchy After Patriarchy : Gender Relations in Turkey and in the Balkans, 1500-2000*, Hamburg 2008.
  117. Kaser, K./ K. Stocker, *Bäuerliches Leben in der Oststeiermark seit 1848*, Wien 1986.
  118. Kaser, K./ K. Stocker, *Landwirtschaft von der Selbstversorgung zum Produktivitätszwang*, Wien 1986. (1880年代には年間1万人近くを収容したウィーン捨て子院の里子の集中受け入れ地区である東シュタイアーマルクの詳細な社会史研究。里子の状況や婚外子の育ち方などにも言及。)
  119. Katz, M. B./ Chr Sachsse (ed.), *The mixed economy of social welfare. Public/ private relations in England, Germany and the United States, the 1870' s to the 1930' s*, Baden-Baden 1996. (福祉複合体論。セインの乳幼児福祉に関する論文も所収)
  120. Kertzer, D. I., Age Structuring and the Lives of Abandoned Children, in: *The History of Family*, 4-1(1999), 1-15.
  121. Kertzer, D. I., European Peasant Household Structure: Some Implications from a Nineteenth Century Italian Community, in: *Journal of Family History*, 2-4(1977), 333-349.
  122. Kertzer, D. I., Gender Ideology and Infant Abandonment in Nineteenth Century Italy, in: *Journal of Interdisciplinary History*, 22-1(1991), 1-25.
  123. Kertzer, D. I., *Sacrificed for Honor: Italian Abandonment and the Politics of Reproductive Control*, Boston 1993.

124. King S., Dying with style: infant death and its context in a rural industrial township 1650-1830. *Social History of Medicine : the Journal of the Society for the Social History of Medicine / SSHM*. 10 (1) (1997), 3-24.
125. King, S., & Tomkins, A., *The poor in England, 1700-1850: An economy of makeshifts*. Manchester, U.K. 2003.
126. Klammer, P., *Auf fremden Höfen. Anstiftkinder, Dienstboten und Einleger im Geberge*, Wien / Köln / Weimar 1975. (『他人の農館で。山地における継子、奉公人、アインレーガー』)
127. Knodel, J./M.J. Maynes, Urban and Rural Marriage Patterns in Imperial Germany, in: *Journal of Family History*, 1(1976), 129-168.
128. Kock, G., „Der Führer sorgt für Unsere Kinder” —*Kinderlandverschickung im Zweiten Weltkrieg*, Padersborn 1997. (『「総統は私たちの子どもをケアしてくれる」——第二次世界大戦における農村疎開』)
129. Kohli, M. *The golden bridge: Young immigrants to Canada, 1833-1939*. Toronto 2003.
130. Kressel, C., *Evakuierung und erweiterte Kinderlandverschickung im Vergleich: das Beispiel der Städte Liverpool und Hamburg*, Frankfurt aM 1996(リヴァプールとハンブルクの疎開の比較.)
131. Kronyk, R., *Representations of gender in child murder pamphlets of seventeenth century England*. Thesis of (M.A.)—University of Alberta, 2007.
132. Kuczynski, J., *Geschichte der Kinderarbeit in Deutschland 1750-1939*, Berlin 1958.
133. Köster M./ Th. Küster(ed.), *Zwischen Disziplinierung und Integration : das Landesjugendamt als Träger öffentlicher Jugendhilfe in Westfalen und Lippe*, Paderborn 1999.
134. LEVENE, A., The origins of the children of the London Foundling Hospital, 1741-1760: a reconsideration. *Continuity and Change*. 18 (2) (2003), 201-235.
135. Langford, P., *A polite and commercial people: England 1727-1783*. The New Oxford history of England. Oxford 1989.
136. Laskey, H., *Save the children and help the Empire*. Montreal 1987.
137. Laslett, P., *Family life and illicit love in earlier generations: Essays in historical sociology*. Cambridge 1977.
138. Laslett, P., *The World We Have Lost; further explored*, (3<sup>rd</sup> ed.) London 1983. (川北稔ほか訳 (1986)『われら失いし世界-近代イギリス社会史』三嶺書房.)
139. Laurence, J. / P. Starkey (ed), *Child Welfare and Social Action in the Nineteenth and Twentieth Centuries: International Perspectives*, Liverpool 2001.
140. Lavalette, M., *A Thing of the Past? Child Labour in Britain in the Nineteenth and Twentieth Centuries*, New York 1999.
141. Lavalette, M., *Child Employment in the Capitalist Labour Market*, Aldershot 1994.
142. Lee, W. R., Bastardy and the Socioeconomic Structure of South Germany, in: *Journal of Interdisciplinary History*, 7(1977),
143. Lees, L. H., *The solidarities of strangers: The English poor laws and the people, 1700-1948*. Cambridge 1998.
144. Levene, A., Nutt, T., & Williams, S., *Illegitimacy in Britain, 1700-1920*. Houndmills, Basingstoke, Hampshire 2005.

145. Levene, A., *Childcare, health, and mortality at the London Foundling Hospital: 1741 - 1800 : the mercy of the world*. Manchester 2007.
146. Levene, A., The estimation of mortality at the London Foundling Hospital, 1741-99. *Population Studies*. 59 (1) (2005), 87-97.
147. Lewis, J., *The politics of motherhood: Child and maternal welfare in England, 1900-1939*. London 1980.
148. Lilienthal, G., *Der "Lebensborn e. V." : ein Instrument nationalsozialistischer Rassenpolitik*, Frankfurt aM 1993.
149. Lynch, K. A., *Family, Class, and Ideology in Early Industrial France. Social Policy and the Working-Class Family, 1825-1848*, London 1988.
150. Lynch, K.A., Infant Mortality, Child Neglect, and Child Abandonment in European History: A Comparative Analysis, in Bengtsson, T. & Saito, O. (2000).
151. Macfarlane, Alan. *Marriage and love in England : modes of reproduction 1300-1840*, Oxford 1986. (北本正章訳(1999)『再生産の歴史人類学—1300-1840年／英国の恋愛・結婚・家族戦略』勁草書房.)
152. Maksudynan, N., Modernisation of Welfare or Further Deprivation? State Provisions for Foundlings in the Late Ottoman Empire, in: *Journal of the History of Childhood and Youth*, 2-3(2009), 361-392.
153. Mantl, E., Heirat als Privileg, Obrigkeithliche Heiratsbechränkungen in Tirol and Voralberg 1820-1920.
154. Mantl, E., Legal Restriction on Marriage: Marriage and Inequality in the Austrian Tyrol During the Nineteenth Century, in: *The History of Family*, 4(1999), 185-207.
155. Manzione, C. K., *Christ's Hospital of London: 1552-1598 : "A passing deed of pity"*. Selinsgrove, Pa 1995.
156. Manzione, C. K., Christ's Hospital of London. *The English Historical Review*. 112 (448) (1997), 979.
157. Mazumdar, P.M.H. (ed.), *The eugenics movement : an international perspective*, London 2007.
158. McCleary, G. F., *The development of British maternity and child welfare services*. London: National Association of Maternity and Child Welfare Centres 1945.
159. McCleary, G. F., *The early history of the infant welfare movement*. London 1933.
160. McClure, R. K., *Coram's children: The London Foundling Hospital in the eighteenth century*. New Haven 1981.
161. McCracken, G., The Exchange of Children in Tudor England: An Anthropological Phenomenon in Historical Context, in: *Journal of Family History*, 8-4(1983), 303-313
162. McDonagh, J., *Child murder and British culture, 1720-1900*. Cambridge, UK 2003.
163. McLaren, Angus., *Reproductive rituals : the perception of fertility in England from the sixteenth century to the nineteenth century*, London, New York, Methuen 1984. (荻野美穂訳(1989)『性の儀礼：近世イギリスの産の風景』人文書院.)
164. McLaren, D., & Fildes, V. A., *Women as mothers in pre-industrial England: Essays in memory of Dorothy McLaren*. The Wellcome Institute series in the history of medicine. London 1989.
165. McLaren, D., Fertility, infant mortality, and breast feeding in the seventeenth century.

- Medical History* (1978).
166. McLaren, D., Nature's contraceptive: Wet-nursing and prolonged lactation : the case of Chesham, Buckinghamshire, 1578-1601. *Medical History*(1979).
  167. McLaughlin, E., *Illegitimacy*. Solihull, West Midlands, England 1985.
  168. Melinz, G., Hilfe, Schutz und Kontrolle. Versuch zur historischen Genese der öffentlichen "Jugendfürsorge" in Österreich, unter besonderer Berücksichtigung von Wien (1880-1914), Uni. Wien Diss. 1982
  169. Meumann, M., *Findelkinder, Waisenhäuser, Kindsmord in der frühen Neuzeit. Unversorgte Kinder in der frühneuzeitlichen Gesellschaft*, München 1995. (『初期近代における捨て子、孤児院、子殺し。初期近代社会における養育されない子ども』)
  170. Meyer, Ph., *Das Kind und die Staatsräson oder die Verstaatlichung der Familie. Ein historisch-soziologischer Essay*, Reibek 1981. (『子どもと国家理性。あるいは家族の国家化。歴史社会学的エッセイ』)
  171. Miller, J., *Abandoned : foundlings in nineteenth-century New York City*, New York 2008.
  172. Mitterauer, M., *A History of Youth*, Oxford 1993.
  173. Mitterauer, M., Gesindedienst und Jugendphase im europäischen Vergleich, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 11(1985), 177-204.
  174. Mitterauer, M., *Ledige Mütter. Zur Geschichte unehelicher Geburten in Europa*, München 1983 (『未婚の母。ヨーロッパにおける婚外出生の歴史』)
  175. Mittermeier, S., Die Jugendfürsorgerin. Zur Professionalisierung der sozialen Kinder- und Jugendarbeit von den Anfängen bis zur Konstituierung des Berufsbildes Ende der zwanziger Jahre, Uni. Wien Diss. 1991
  176. Molloy, Val., Identity, past and present, in an historical child-care setting. *Psychodynamic Practice*, 8(2) (2002), 163-178.
  177. Mouton, M, From nurturing the nation to purifying the Volk : Weimar and Nazi family policy, 1918-1945, Cambridge 2007.
  178. Mulley, C., *The woman who saved the children: A biography of Eglantyne Jebb, founder of Save the Children*. Oxford 2009.
  179. Märk, Josef(Hg.), *Schwabenkinder aus Rankweil*, Feldkirch 1981.
  180. Nardinelli, C., *Child Labor and the Industrial Revolution*, Bloomington/ Indianapolis 1990. (森本真美訳『子どもたちと産業革命』平凡社 1998.)
  181. National Society for the Prevention of Cruelty to Children, *A history of the NSPCC: Protecting children from cruelty since 1884*. National Society for the Prevention of Cruelty to Children(2000).
  182. National Society for the Prevention of Cruelty to Children., *A short history: The foundation of the NSPCC and its role today*. London 1991.
  183. Newton, J. L., Ryan, M. P., & Walkowitz, J. R., *Sex and class in women's history*. History workshop series. London 1983.
  184. Nichols, R. H., & Wray, F. A., *The history of the Foundling Hospital, By R. H. Nichols and F. A. Wray*. London 1935.
  185. Norday, J., *Looking back: A selection of Northumbrian childhood memories, 1891-1945*. Allendale,



- Northumberland 1983.
186. Oliver, C., & Aggleton, P., *Coram's children: Growing up in the care of the Foundling Hospital, 1900-1955*. London 2000.
  187. Ortmayr, N., Sozialhistorische Skizze zur Geschichte des ländlichen Gesindes in Österreich, in: *ibid*, *Knecht*, Wien 1992, 297-376. (「オーストリアにおける農村奉公人の歴史に関する社会史的スケッチ」)
  188. Outhwaite, R. B., "Objects of Charity": Petitions to the London Foundling Hospital, 1768-72. *Eighteenth-Century Studies*. 32 (4) (1999), 497.
  189. Oxley, G. W., *Poor relief in England and Wales: 1601-1834*. Newton Abbot England 1974).
  190. Panter-Brick, C., & Smith, M. T., *Abandoned children*. Cambridge, UK: Cambridge 2000.
  191. Papathanassiou, M., *Zwischen Arbeit, Spiel und Schule. Die ökonomische Funktion der Kinder ärmerer Schichten in Österreich 1880-1939*, Wien 1999. (『労働と遊びと学校のあいだで。オーストリアにおける貧困層のこどもの経済的機能。1880-1939』)
  192. Parker, R. A., *Uprooted: The shipment of poor children to Canada, 1867-1917*. Vancouver: 2008.
  193. Partl, A. / W. Pohl (ed.), *Verschickt in die Schweiz : Kriegskinder entdecken eine bessere Welt*, Wien 2005. (第二次世界大戦直後、スイスに疎開したオーストリアの子ども)
  194. Pawlowsky, V., *Mutter ledig — Vater Staat. Das Gebär- und Findelhaus in Wien 1784-1910*, Wien 2001. (『母は未婚——父は国家。ウイーン産院付捨て子院。1784-1910』)
  195. Pedersen, S., *Family, Dependence, and the Orgins of the Welfare State. Britain and France. 1915-1945*, Cambridge/ New York/ Melbourne 1993.
  196. Penn, A., *The history of St Michael's Fellowship: From the rescue of fallen women to the support of vulnerable families*. London 2005.
  197. Peretz E., Infant welfare in inter-war Oxford. *International History of Nursing Journal : IHNJ*. 1 (1) (1995), 5-18.
  198. Peukert, D., *Grenzen der Sozialdisziplinierung. Aufstieg und Krise der deutschen Jugendfürsorge von 1878 bis 1932*, Köln 1986. (『社会的規律化の限界。ドイツ青少年福祉の興隆と危機。1878年から1932年』)
  199. Pfennig, G., *Strassenkinder in Deutschland: Eine Herausforderung für die Pädagogik*, Inaug.-Diss. Uni Köln, 1995. (ドイツにおけるストリートチルドレン)
  200. Pinchbeck, I., & Hewitt, M., *Children in English society*. London 1969.
  201. Plakans, A., Parentless Children in Soul Revisions: A Study of Methodology and Social Fact, in: D.L. Ransel, *The Family in Imperial Russia: New Lines of Historical Research*, Urbana 1978.
  202. Pollock, L., *Forgotten Children: Parent-Child Relations from 1500 to 1800*, Cambridge 1983. (中地克子訳(1988)『忘れられた子どもたち : 1500-1900年の親子関係』勁草書房.)
  203. Prior, M., *Women in English society, 1500-1800*. London: Methuen 1985. (三好洋子訳 (1989)『結婚・受胎・労働—イギリス女性史 1500-1800』刀水書房.)
  204. Prost, A. / C. Vincent (ed), *The History of Private Life V: Riddles of Identity in Modern Times*, London 1991.
  205. Pugh, G., *London's forgotten children: Thomas Coram and the foundling hospital*. Stroud 2007.
  206. Rahikainen, M., *Centuries of Child Labour. European Experiences from the Seventeenth to the*

- Twentieth Century*, Hampshire 2004.
207. Ransel, D.L., *Mothers of Misery: Child Abandonment in Russia*, Princeton 1988.
208. Reher, D.S., Family Ties in Western Europe: Persistent Contrasts, in: *Population and Development Review*, 24-2(1998), 203-234.
209. Richter, J., *Frühneuzeitliche Armenfürsorge als Disziplinierung : zur sozialpädagogischen Bedeutung eines Perspektivenwechsels*, Frankfurt aM 2001. (紀律化としての近世の救貧。視点の転換の社会教育学的意味)
210. Robins, J.A., *The Lost children. A case study of charity children in Ireland, 1700-1900*, Dublin 1980.
211. Rollison, L. B., *The historical connection between home children and orphan train riders*. Thesis (M.A.L.S.)--Dartmouth College, 2005.
212. Rosa, S., *The doctor, the baby & the flyblown milk jug: Were the early infant welfare centres places of public health or 'paediatric' practice?* BSc. Dissertation -- Wellcome Trust Centre for the History of Medicine at University College, London, 2001.
213. Rose, L., *The massacre of the innocents: Infanticide in Britain, 1800-1939*. London 1986.
214. Rosenbaum, H., *Proletarische Familien. Arbeiterfamilien und Arbeiterväter im frühen 20. Jahrhundert zwischen traditioneller, sozialdemokratischer und kleinbürgerlicher Orientierung*, Frankfurt am Main 1992. (『プロレタリア家族。20世紀初頭における労働者家族と労働者の父親。伝統的、社会民主主義的、小市民的志向性のあいだで』)
215. Ross, E., *Slum travelers: Ladies and London poverty, 1860-1920*. Berkeley 2007.
216. Roth, R., Child Murder in New England, in: *Social Science History*, 25-1(2001), 101-147.
217. Sachße, Ch., *Mütterlichkeit als Beruf. Sozialarbeit, Sozialreform und Frauenbewegung 1871-1929*, Weinheim 2003(2. Aufl.) (1. Aufl 1986). (『職業としての母性。ソーシャルワーク、社会改革。女性運動。1871-1929』女性解放というよりむしろ保守性を強調)
218. Safley, Th. M., *Charity and economy in the orphanages of early modern Augsburg*, Atlantic Highlands, N.J. 1997.
219. Schellekens J., Illegitimate fertility decline in England, 1851-1911. *Journal of Family History*. 20 (4) (1995), 365-77.
220. Scheper-Hughes, Nancy., *Death without weeping : the violence of everyday life in Brazil*, Berkeley 1992.
221. Scherpner, H., *Geschichte der Jugendfürsorge*, Göttingen 1966.
222. Schlumbohm, J. (ed.), *Kinderstuben: Wie Kinder zu Bauern, Bürger, Aristokraten wurden 1700-1850*, München 1983. (『子ども部屋。いかにして子どもは農民、市民、貴族になったのか。1700-1850』)
223. Schulumbohm, J., Micro-History and the Macro-Models of the European Demographic System in Pre-industrial Times: Life Course Patterns in the Parish of Belm(Northwest Germany), Seventeenth to the Nineteenth Centuries, in: *The History of the Family*, 1-1(1996), 81-95.
224. Sherwood, J., *Povety in eighteenth-century Spain. The women and children of the Inclusa*, Toronto/ Buffalo/ London 1988.
225. Shorter, E., *The Making of the Modern Family*. (Paperback edition), New York, 1977. (田中敏宏ほか訳(1987)『近代家族の形成』昭和堂。)
226. Sieder, R., Gassenkinder, in: *Aufrisse. Zeitschrift für politische Bildung*, 5/4(1984), 8-21.

227. Slack, P. (1988). *Poverty and policy in Tudor and Stuart England*. Themes in British social history. London: Longman.
228. Smith FB. (1990). The BMJ and poverty. *BMJ (Clinical Research Ed.)*. 301 (6754), 734-7.
229. Smith, J./ I. Wallerstein/ H-D. Evers(ed), *Households and the World-Economy*, Beverly Hills 1984.
230. Snow, P., *Neither waif nor stray: The search for a stolen identity*. USA 1999.
231. Solomon T., History and demography of child abuse. *Pediatrics*. 51(1973), 773-6.
232. Sonnio, E., Between the home and the hospice: The Plight and fate of girl orphans in seventeenth- and eighteenth-century Rome, in: Henderson/ Wall(ed) (1994), 94-116.
233. Spiss, Roman, *Saisonwanderer, Schwabenkinder und Landfahrer. Die gute alte Zeit im Stanzertal*, Innsbruck 1993.
234. Stargardt, N., *Witness of War. Children's Lives under the Nazis*, New York 2006.
235. Stekl, H., *Österreichs Zucht- und Arbeitshäuser 1671-1920. Institutionen zwischen Fürsorge und Strafvollzug*, Wien 1978.
236. Stewart J., Ramsay MacDonald, the Labour Party, and child welfare, 1900-1914. *20 Century British History*. 4 (2) (1993), 105-25.
237. Stoehr, Irene, "Organisierte Mütterlichkeit" - Zur Politik der deutschen Frauenbewegung um 1900, in: K. Hausen (ed), *Frauen suchen ihre Geschichte*, 2. durchges. Aufl.: München 1987, 225-254. (「組織化された母性」)
238. Stone, L., *The family, sex, and marriage in England, 1500-1800*, Harmondsworth 1979 (北本正章訳 (1991) 『家族・性・結婚の社会史—1500年—1800年のイギリス』勁草書房.)
239. Stroud J., Social history of adoption. *Midwife, Health Visitor & Community Nurse*. 23 (10) (1987), 434-7.
240. Sussmann, G. D., Parisian and Norman Wet Nurses in the Early Nineteenth Century: A Statistical Study, in: *Journal of Interdisciplinary History*, 1977.
241. Tabili, L., Poor Women's Lives: Gender, Work, and Poverty in Late-Victorian London (review). *Victorian Studies*. 44 (2) (2002), 339-340.
242. Taeger, A., *Kinderaussetzung und Frauenpolitik. Fürsorge für Mutter und Kind im Frankreich des 19. Jahrhunderts*, Hamburg 1985.
243. Tederbrand, L-G., (ed), *Orphans and Foster Children: A Historical and Cross-Cultural Perspective*, Umeå 1996.
244. Thane, Pat., *Foundations of the welfare state*. Longman 1996. (深澤和子・深澤敦監訳 (2000) 『イギリス福祉国家の社会史：経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房.)
245. Thom D., The healthy citizen of empire or juvenile delinquent?: Beating and mental health in the UK. *Clio Medica (Amsterdam, Netherlands)*. 71(2003), 189-212.
246. Thorn, J., *Writing British infanticide: Child-murder, gender, and print, 1722-1859*. Newark 2003.
247. Tilly, Louise A., Fuchs, Rachel G., Kertzer, David I., Ransel David L., Child Abandonment in European History: A Symposium, *Journal of Family History*(1991), 17, 1-23.
248. Uffindell, N., & Uffindell, V. (2003). *Cambridgeshire & Huntingdonshire women in the British*

- Lying-In Hospital, London.* Cambridge: Norman and Vicky Uffindell ; Cambridgeshire Family History Society.
249. Uhlendorff, Uwe, *Geschichte des Jugendamtes. Entwicklungslinien öffentlicher Jugendhilfe 1871 bis 1929*, Weinheim / Basel / Berlin 2003.
250. Uhlig, O., *Die Schwabenkinder aus Tirol und Voralberg*, Innsbruck 1978.
251. Ustinov, P., Stevenson, J., Towers, D., & Bennett, A. D., *Suffer the children*. Timewatch. London 1990.
252. Vassberg, D.E., Orphans and Adoption in Early Modern Castilian Village, in: *The History of the Family*, 3-4(1998), 441-458.
253. Verdon, N., The rural labour market in the early nineteenth century: women's and children's employment, family income, and the 1834 Poor Law Report; in: *Economic History Review*, 52(2002), 299-323.
254. Vincent, David., *Bread, knowledge and freedom : a study of nineteenth-century working class autobiography*, Meuthen 1981 (川北稔・松浦京子訳 (1991) 『パンと知識と解放と—19世紀イギリス労働者階級の自叙伝を読む』岩波書店.)
255. Wagner, G., *Thomas Coram, Gent., 1668-1751*. Woodbridge, Suffolk 2004.
256. Walkoff-Wangeloff, I., Gesetzgebung auf dem Gebiete der Jugendgerichtsbarkeit, Uni. Wien Diss. 1946. (少年裁判の歴史)
257. Wall, R. / J. Winter(ed), *The Upheaval of War. Family, Work and Welfare in Europe*, Cambridge 2005 (pbk ed.) (原版は1988年)
258. Wall, R., *Family forms in historic Europe*, Cambridge 1983
259. Webster C., Saving children during the Depression: Britain's silent emergency, 1919-1939. *Disasters*. 18 (3) (1994), 213-20.
260. Weisbrod, B., How to become a good foundling in early Victorian London. *Social History*. 10 (2) (1985).
261. Wimmer, M., *Die Kindheit auf dem Lande*, Hamburg 1979. (『農村における子ども』)
262. Woods R., Lying-in and laying-out: fetal health and the contribution of midwifery. *Bulletin of the History of Medicine*. 81 (4) (2007), 730-59.
263. Zahra, T., *Kdnapped Souls. National Indifference and the Battle for Children in the Bohemian Lands 1900-1948*, Ithaha 2008.
264. Zahra, T., Lost Children: Displacement, Family, and Nation in Postwar Europe, *Journal of Modern History*, 81-1(2009), 45-86.
265. Ziss, E. (ed), *Ziehkinder*, Wien / Köln / Weimar 1994. (里子の回想録、インタビュー集)
266. Zucchi, J.E., *The Little Slaves of the Harp: Italian Child Street Musician in Nineteenth-Century Paris, London and Mew York*, Montreal/Kingston/London 1992.
267. Zunshine, L., *Bastards and foundlings: Infanticide, illegitimacy, and gender in eighteenth-century British literature*. Thesis (Ph. D.)--University of California, Santa Barbara, 2000.
268. de Conick-Smith, N. / B. Sandin/ E. Schrupf(ed), *Industrious Children: Work and Childhood in the Nordic Countries 1850-1990*, Odense 1997.

## 第 2 部

### 若手部会・研究活動の記録

比較教育社会史研究会・「保護と遺棄」科研研究会  
「福祉と教育」若手部会  
2009年度第1回研究会報告

日時：2009年6月27日（土）13：00～17：00

場所：東京大学教育学部265号室

個別報告

小野方資「身体検査規定における「体格」概念の変容」

文献レビュー

池田雅則「佐口和郎・中川清編著『福祉社会の変容—伝統と変容』ミネルヴァ書房、2005年7月」

## 身体検査規定における「体格」概念の変容

小野方資（東京大学大学院\*）

この報告の目的は、身体検査規定の運用と改変の議論を通じ、「健康」観を析出することである。この作業を通じ、なぜ戦時体制期に衛生や体育を介した動員が可能になったのか、その仮説が析出されることが期待される。

入江宏や藤野豊によって、学校教育を通じて就学者の「健康」状態に働きかける体育・衛生が、戦時体制と深い関わりがあったことが歴史的に研究されてきた。特に体育を通じた「不健康」な者への排除を通じて、国家が子どもの健康に対してどのような意図を持って働きかけてきたかが、これらでは課題にされてきた。

しかし、このような強制や排除は、国家による働きかけのみでは、十分実効性を有して成立しえない。すなわち、国家による働きかけが実効性を持つには、実効性を担保する要素が併せて存在する。国家による働きかけの対象は、就学している子どもの「健康」状態であった。これへの働きかけが実効的であるためには、当時の就学している子どもや、その親、そして学校関係者たちの「健康」観をも梃子にされなくてはならない。

このような問題視角にたち、本稿では、身体検査の検査項目であった「体格」の等差判定を取り上げたい。「学生生徒身体検査規程」（1897年3月15日、文部省訓令第三号）には、検査項目に「体格」の等差判定があった。これは「体格ハ強健、中等、薄弱ノ三等ニ區別ス」とだけ定められていた。のちにこの条文は、運用の疑問が寄せられ、文部省は条文の解釈を明らかにするための通牒をだす。しかしこの通牒を出した後も、「体格」の等差判定をめぐる、身体検査規程を整えた側と、身体検査を実施した学校や学校医の間には、理解の相違が残った。このような状況は、“「健康」状態を適切に反映した「体格」の等差判定のありかた”の議論を呼び、文部省の周辺でも学校医の間でも、身体検査規程の改変が模索された。

1920年7月27日に身体検査規程は改変され、「学生生徒児童身体検査規程」（文部省令第十六号）が整えられる。この中で文部省は、検査項目として「体格」の等差判定を廃止し、後に論述するように、「発育」「栄養」「監察ノ要否」の検査項目に分割した。しかしこの制度的な変化の後も“「健康」状態を適切に反映した「体格」の等差判定のありかた”が、主に学校医の間で議論され、改変後の身体検査規程が批判されている。

この身体検査規程の改変に関する先行研究について、河野誠哉の場合、発足当時の身体検査を「検査を受ける当の本人たちのための健康状態のチェックではない」と説明している。河野は「検査はまさに統計調査」であり「第一義的に『国家の知』を構成するためのもの」であったとしている。そして1920年の身体検査規程の改変で「個別の対応を前提とした、実践のための測定＝調査へ」と身体検査における「認識論的基盤」が転換したと論ずる。この転換を河野は、「測定＝調査としてのまなざしの変化」とも説明し、これらの起こった理由を、子どもへの「個別の対応」、すなわち身体検査を通じた「疾病異常者の早期発見と事後措置、継続監察」が重視されるようになったためと説明している。

子どもへの「個別の対応」を、身体検査を通じて問題にしようとする「認識論的基盤」の転換が、河野のいうとおりにあったとしても、それがなにに基づいているかを明らかにすべきという課題が残る。この課題を本稿では、身体検査規程の運用が問題にされ、規程を変更しようとする議論の衝突の様子を史料とする、内在的な観察で臨む。当時の身体検査をめぐる議論の中で衝突が目立ったのは、「体格」の等差判定の運用のあり方であり、この検査項目にどう「健康」状態を盛り込むかであった。したがってこのような内在的に観察を通じ、規程の変更に影響を及ぼした議論の「健康」観を浮き彫りにできる。

もう一つの先行研究、山本拓司の場合「身体検査は（中略）学生生徒の身長や体重や健康状態を検査するだけの、つまり、より良い教育環境を確保するための検査であった。そして大正期の改正によって身体検査は、個人の発育状況あるいは疾病の有無を確認するための道具となる『健康・発育検査』的な性格を帯び」、「昭和においてはこれをさらに積極的にしたものへと改善されることが要望された」と述べる。そして「身体検査を通じ『第二の国民』の身体が知悉されることにより、総力戦体制に適する国民が訓育された」点に着目し、身体検査はを「教育者の目を、そして国家あるいは軍隊の目を、家庭にまで浸透させる積極的な教育手段」であったと論じている。

山本は、河野と似て「目」が、身体検査を通じて、就学者の「健康」状態に影響を与えたとし、その流れのなかに身体検査規程の変更を位置づけて理解している。この場合の「目」は、「総力戦体制」にふさわしい「健康」状態ということになる。しかし「目」が、一方的に検査として就学者に「健康」であることを求めるよう作用したのか、疑問が残る。河野の先行研究批判でも触れたが、就学者の「健康」状態が総力戦体制を敷く国家の関心事に据えられ、さまざまな施策で具体化したとして、この施策が実効力もつためには、国家の持つ強制力の他にも担保が求められるだろう。この担保として機能するのは、身体検査規程自体、そしてその制度改変の論争の中でも関心に据えられていた就学者の「健康」状態である。したがってまずされるべきは、身体検査規程の制度改変の論争から垣間見える「健康」観を押さえる作業である。

この観点に基づき本報告は、まず、1897年3月15日に制定された「学生生徒身体検査規程」の中の「体格」の等差判定の運用の様子を概観し、この規程の制定において中心的役割を果たした三島通良の「体格」の等差判定に対する考え方を見た。ここで「体格」の等差判定が、身長や体重などといった計測によって得られる「発育」と、学校医の診断による「健康状態」を総合して「強健」「中等」「薄弱」と三つに判定すべきとする検査項目であったことがわかる

ただし実際の身体検査に当たる学校医の中には、この判定が健康状態を適切に反映したものになるよう、「発育」の諸項目を基にした数式を考案しようとするものがあらわれた。ここに現れる「健康」観は、「健康状態」を重視するために「発育」に注目するというものであった。しかし身体検査規程の改定、すなわち1920年の「学生生徒児童身体検査規程」の制定では、この議論は採用されなかった。新しい規程では「体格」の等差判定は廃止された。この一方で、「健康」状態の診断は、「栄養」と「監察の要否」で下されることになり、「発育」は「数量的に器械的に決定」と説明され、「身長」「体重」「胸囲」「発育ノ概評」の測定となった。「発育ノ概評」



とは、新規程の第四条第五号にて「発育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ拠リ甲、乙、丙ノ三分ツモノトス」と定められている。この条文にある「別ニ定ムル標準」とは、「身長」「体重」などを基にして文部省が作った「発育概評決定標準」であり、これに基づいて機械的に三つに判別することが求められていた。

「体格」の等差判定にまつわる理解の相違が起きた背景には、「健康」状態を適切に反映させる指標はどうあるべきかという問題意識があった。議論になったのは、「発育」を「健康」状態の診断にどうかかわらせるべきかであった。こうした論争を経て生まれた新規程は、しかし、実施に移されるとすぐに批判を受けている。その焦点は、「発育ノ概評」であった。つまり、この検査項目や、これを判断する「発育概評決定標準」が、「発育」の諸項目を基に「健康」状態を適切に反映したものになるっていないと批判された。この批判の背景にあるのは、「発育」のよしあしが「健康状態」に直接影響しているという「健康」観である。特に批判する学校医は「発育概評決定標準」が胸囲を判断要素として重視していないことを問題にしていた。

批判する者は、就学者の「胸囲」の測定を重視すべきとする。胸囲は「体格」の等差判定を批判し、新しく数式を編み出そうとしている学校医たちの間では「健康」状態の測定「バロメートル（「バロメーター」のこと）」であると意識されていた。さらには「腺病質」であるか否かが診断可能との利点をあげる者もいた。「腺病質」は、典型症状を「やせている」状態に求めるものだが、これは当時、結核に罹患しやすい「体質」であると認識されていた。結核が遺伝性疾患でないことが医学的に証明されたにもかかわらず、この「腺病質」は遺伝するとされていた。遺伝性の「腺病質」を発症させないために「やせない」ためのさまざまな思料した様子が、やはり当時の医学者の言説から確認できる。

「体格」の等差判定のあり方に端を発し、「発育ノ概評」への批判に至る一連の議論と、身体検査規程の改変が意味するのは、「健康」状態を向上させるべきという考え方が共有され、これがよい状態であることの担保に、「発育」状態がなっていたことと思われる。この担保は、もちろん身体検査を経て、学校教育で「やせている」子どもを働きかけの対象に据えていく側で機能した。この例として、腺病質の予防として体育の励行を求める言説があげられるだろう。同時にこの担保は、「健康」状態に関心がある就学者、その親、及び学校医を含めた学校関係者にも機能した。同様に体育を例に挙げれば、「発育」がよくなり、「健康」状態がよくなるとの位置づけを得て、体育は学校教育の中で子どもたちに課せられるようになる。

ただし「発育」という担保は、このような「向上」のための働きかけの受容という機能をもたらしただけではなかった。「やせている」就学者を、より濃密な教育的働きかけの対象に据えること（林間学校など）や、排除の正当化に「発育」の認識が機能した。さらには、腺病質を遺伝させないことを目的とし、生殖をコントロールすべきとする意識にもつながった。

なお当日の報告は、史料の紹介をしながら行われた。

\*所属は報告時のもの。現在は福山市役所企画総務局企画部 大学設置準備室。

## 文献レビュー

佐口和郎・中川清編著『福祉社会の変容—伝統と変容』

ミネルヴァ書房、2005年7月

池田雅則（東京大学大学院）

第1回研究会では文献レビューとして佐口和郎・中川清編著『福祉社会の変容—伝統と変容』のうち、序章：佐口和郎「福祉社会と雇用社会」、2章：菅沼隆「方面委員制度の存立根拠」、10章：中川清「家族生活と社会政策の関係史」、終章：中川清「生涯像の主題化と福祉社会」を取り上げて、検討を行った。これらの章が選ばれたのは、福祉という用語で把握される社会的事業の領域についての歴史的検討を試みているからである。序章、10章、終章は総論的論考で、2章が各論的論考にあたる。本報告では、そのうち総論的な部分に限ってその内容と交わされた議論について紹介することにしたい。

まず本文献が総括として示そうとした分析枠組みについて、最初に示しておきたい。序章2節によれば「福祉社会」という術語には次の2つの用法があるとされる。すなわち、「広義の福祉」としての「人が自らの意思で安定的に生活することを持続可能にする資源」と、「狭義の福祉」としての「企業と家族による対応では生活の安定上の問題を処理できない場合に、直接的に発動される」「公的支援」である（6頁）。そして本文献では、「公的支援」という「狭義の福祉」にこだわらない「広義の福祉」において検討を進めている。それは、「20世紀は企業による雇用という領域が、家族や国家から切り離され、市民社会のなかで本格的に展開していった時期である。そして生活の安定の実現、維持という機能において、雇用・家族の機能・政府の支援という三者の関係が生成していったとみることができる」からである。そして、本文献は、「この三者の相互関係を歴史的概念としての福祉社会と定義している」（6頁）。

そして「福祉社会」を問う対象と方法について「あとがき」にてまとめられている。それによれば、対象は「広義の福祉」を構成している「公的支援」「雇用」「家族」である。そして方法論としては「制度論」と「社会史」の方法がとられる。つまり6通りの分析がなされうることになる。ただし、この分析枠組みは、まだ仮説的で執筆者間の合意も緩やかなものであったとされ、今後も検討の余地は大きいとされる。

以上の分析枠組みの中で、第10章では「家族」を対象とした政策論の歴史的展開において通史が描かれる。第10章の著者である中川清によれば、現代社会における家族をめぐる政策論は「単純化すれば、家族あるいは家族の機能が弱体化しつつあり、この弱体化を補強するために社会的な政策が必要とされる、という組み立て」において立案されてきたという。「しかも多くの場合、弱体化の参照基準として、何らかの形であるべき家族像が想定されることになる」。こうした政策論の流れに対して中川は、「家族あるいはその機能は、果たして一方向的に弱体化してきたのであろうか。…また、家族と社会政策とを、因果関係において直接結びつけることが果たして可能なのだろうか」と改めて問う。そして近代以降の都市家族を対象を限定して、「家族生活の変化と社会政策の展開との関係を整理」し、「両者の関係を大きな流れにおいて見通すこと」

をねらいに定める。

そして中川によれば、現代社会における家族をめぐる政策論を問う視点として次の 5 つの視点があるとされる。

①政策対象の調査・把握

「国民の範囲の確定」「国民の把握と確定」に関わることが含まれる。

②家族関係の承認・規制

「民法」「現実に存在可能な多様な関係のうち、特定の関係が法的に承認され、他の関係にはない法的規制（保護・権利・義務など）が加えられる」ことが含まれる。

③政策基盤としての促進・整備

「国民の社会化（教育）」「狭義の社会政策を実施する条件を形作る、政策の受け手・担い手としての家族をめぐる政策」「生き方の変更」の促進が含まれる。

④家族の支援・補強

「防貧的な」「国民の生活保障」「標準的な家族生活の維持と展開」を目指す政策が含まれる。

⑤家族への介入

「救貧政策」「標準からの逸脱を調整し保護する」が含まれる。

以上の 5 つの視野を踏まえて、中川は家族と政策との関係の概説史を描いていく。具体的な内容については、レビュー文献に示されているのでここでは詳しくは述べないが、時期区分とその特徴については、次のようにまとめられる。

第 1 期（19 世紀末まで）：制度や政策と生活実態とが乖離している時期

第 2 期（1930 年代半ばまで）：政策平面が形成され組織化される時期

第 3 期（戦時体制と戦後改革）：家族生活と社会政策とが接近し具体化する時期

第 4 期（1960~80 年代）：雇用者家族・男性稼ぎ手家族への政策対応の本格化

第 5 期（1990 年代から）：家族の関係をめぐって政策的な調整がはじまる時期

そして終章では 10 章の著者である中川が、20 世紀がもたらした福祉社会と、そのひずみについて総括している。中川は、20 世紀において「家族、雇用、政策の相互昂進関係」が進行したが、雇用者家族モデルの内面化によって生活水準の上昇がもたらされたのは確かだが、むしろそのモデルの内面化と達成があまりに進行したことで、むしろ超高齢・人口減少社会、それにかかわる晩婚化や離婚率上昇などのライフサイクルの変化がもたらされた。さらには雇用形態（高度に組織化された社会における失業がもたらす貧困リスク）の硬直化や、生活への価値観（子どもは意識的に「つくる」ものとして選ばれることになる）の多様化によって、従来モデルが提供するような平均的な生涯像が再点検されて再構成される必要に迫られていると述べる。

挙げた論点は以下 3 点である。①「広義の福祉」＝「福祉社会」と「教育」との重なり、ズレについて。②「福祉社会」の時期区分と「教育」の時期区分のズレについて。「教育」は「福

社」の尖兵として機能したとされるが、それでよいのだろうか。③「あしがき」で「福祉社会」を分析するための枠組みとして 6 通りの組み合わせが指摘されているが、それは私たちの研究会の方法論へ転用可能か。

## 報告を聞いての感想

杉原薫（愛媛大学）

### ①個別報告

「身体検査規定における「体格」概念の変容」というタイトルのもと、小野方資氏より報告がなされた。本報告の目的は、身体検査規定の運用と改変の議論を見ることを通じ、その議論の背景にあった「健康」観を析出することである。この作業を通じ、なぜ戦時体制期に衛生や体育を介した動員が可能になったのか、その仮説が析出されることが期待された。

その際、報告者は、なぜ「健康」の強制や「健康」でないものの排除が行われていたのかという点を問題として認識し、本報告では特に、身体検査の検査項目であった「体格」の等差判定を取り上げて分析が行われている。また、このような強制や排除は国家による働きかけだけでは十分実効性を持ち得ないことから、受容する側（本報告では学校医）の言説を分析することを重視している。

結論として、①「体格」は「健康状態」の意味で学校により運用され、次第に学校医は身体検査規定へ批判を加え、「体格」＝「健康状態」をより正確に反映する数値・数式の考案を試みた。

②「体格」の等差判定は1920年に身体検査の改変において「発育」「栄養」「監察の要否」との検査項目に分けられた。しかし、改編ののち「発育」の下位項目である「発育の概評」は健康状態の優劣を示す指標として学校医等により解釈・運用された。これは、「発育」がいいことは「健康状態」も優れているとの観念が強かったことを意味する。

本報告は教育と福祉両方が対象としている身体、特に「体格」という言葉が意味するものが何なのか、その根拠となる「健康」観はどのようなものなのかを20世紀初頭の日本を舞台に分析したものであるが、国家による政策のみを取り上げるのではなく、受容する側の言説に着目した点は興味深い。今回は学校医の言説が中心に据えられたが、私個人としては受容者側として教員、子どもが身体検査をどのように受け止めていたのかについても今後知ることができればと思う。この点については当日も議論された点であるが、資料の制約上、困難な作業となるようだ。また、文部省は身体検査の結果を何に活用するつもりであったのかという点も気になる。それにより、検査項目も変わってくるであろうし、検査導入のきっかけもより明確になるのではないだろうか。

### ②文献レビュー

今回は、佐口和郎・中川清編著『福祉社会の変容—伝統と変容』のうち序章、2章、10章、終章を中心に検討を行った。本報告では、報告者である池田雅則氏の配慮により、概説的な話をしている序章、10章から具体的なテーマについて言及している2章、そしてまとめの終章という流れで本書のまとめがなされた。そして、最後に3点ほど挙げていただいた論点についての議論を行った。

挙げられた論点は以下3点である。①「広義の福祉」＝「福祉社会」と「教育」との重なり、ズレについて。②「福祉社会」の時期区分と「教育」の時期区分のズレについて。「教育」は「福

祉」の尖兵として機能したとされるが、それでよいのだろうか。③「あとがき」で「福祉社会」を分析するための枠組みとして 6 通りの組み合わせが指摘されているが、それは私たちの研究会の方法論へ転用可能か。時間の関係上、すべての点について議論することができなかったのが残念である。

今回の文献レビューおよび議論を通して、「福祉」と「教育」の関係性をどのように理解すればよいのか、改めて考えさせられた。「教育」は「福祉」に内包されるのか、重なり合う部分はあるが内包されないのか、別個のものとして存在するのか……。おそらく、時代、国によりその関係性は異なるのであろうが。「教育」と何か、「福祉」とは何かを深く考えなければならないと感じた。

以上、簡単ではあるが、2009 年度第 1 回研究会の報告とさせていただきます。

「福祉」と「教育」は、互いに重なり合いながら、補いあいながら、社会を、そして人々の人生をより豊かに、よりハッピーにすることができる。私は、この研究会で「福祉」と「教育」について考えることを通じ、人が幸せに生きていくためにはどのような社会が望ましいのか、より社会を構築するためには何が必要なのかを模索していきたい。

比較教育社会史研究会・「保護と遺棄」科研研究会  
「福祉と教育」若手部会  
2009年度第2回研究会報告

日時：9月21日（月） 12：00～17：00

場所：名古屋大学文学部307号室（西洋史学研究室リテラボ）

個別報告：

三時眞貴子「19世紀末イングランドにおける救貧と教育－職業教育をめぐって－」

研究動向：

姉川雄大「ハンガリーにおける「社会の時代」：最近の戦間期ハンガリー社会政策史から」

文献レビュー：

江口由布子「Tara Zahra(2009) ‘Lost Children: Displacement, Family, and Nation in Postwar Europe’ *The Journal of Modern History* 81, pp. 45-86.」

2009年9月21日、比較教育社会史研究会「福祉と教育」部会と「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究」科研研究会、及び「子どもの福祉と職業教育」研究会（科学研究費補助金「若手B：イギリスにおける職業教育とシティズンシップ教育に関する歴史的研究」（19730485）代表者；三時眞貴子）の合同研究会を名古屋大学文学部において行った。参加者は6名にもかかわらず、活発な議論となった。以下、それぞれの報告者がまとめた報告内容と議論の概要について記載する。

## 19 世紀末イングランドにおける救貧と教育 —職業教育をめぐる—

三時眞貴子（愛知教育大学）

19 世紀のイングランドでは労働者階級の子どもを対象にした基礎教育に関する法律や規定が次々に出された。そのため、19 世紀を公教育制度の整備・確立・普及の時期として高く評価する研究がある一方で、労働者階級の自助的教育システムを破壊したと結論付ける研究もある。いずれにしても、これらの研究で対象とされているのは一般の労働者階級の子弟である。しかしながらその範疇には入らない、孤児や浮浪者など、救貧によって命を繋いでいた貧民の子どもはどうなっていたのだろうか。彼らにとって公教育制度はいかなる意味を持っていたのだろうか。本報告は、以上の問題関心に基づき、先行研究に基づいて、救貧児童の子どもがどこで教育を受けていたのかについて整理し、救貧児童と公教育制度による基礎学校との関係について考察した。

1850 年 1 月 1 日に救貧を受けていた子どもの数は、ワークハウスにおける救貧（院内救貧）が 46,515 名、院外救貧が 303,965 名であった。1890 年 1 月 1 日には院内救貧が 52,551 名、院外救貧が 190,095 名となった。彼らが救貧を受けていた理由は、保護者が高齢、病気、無職、障害者であることや、父親不在（未婚、死別、刑務所、兵士や船乗り、遺棄）、そして孤児であることであった。

彼らの教育に関しては、救貧法や徒弟条例、工場法などで規定されていた。1601 年のエリザベス救貧法を改正した、1834 年の新救貧法によって、中央行政局としての救貧法委員会が設置され、教区に代えて教区連合を行政単位として保護委員会が救貧児童の教育に責任を負うことになった。この法律では劣等処遇の原則を重視し、懲罰的で厳格な規律に基づいたワークハウスの設置を定めたが、実質的には院外救貧も「温情」「経費節約」「道徳的影響」などの理由で容認された。救貧法によって救貧児童の教育に責任を負っていた連合の保護委員は、救貧費を使って、救貧児童を学校で学ばせたが、すべての子どもが教育を受けたわけではなかった。また、その学校として選ばれたのはワークハウス・スクールや、分離学校、地区学校、ラガッド・スクール、勤労学校、認定学校、公営基礎学校などさまざまであった。

19 世紀には、法律によって貧民児童に対する教育の保証が規定される一方で、救貧児童へのまなざしにも変化が見られた。救貧児童を「教育を受けるに値するもの」とみなすようになったのである。従来は、「貧民の子どもは根っからの犯罪者となるように、両親に教え込まれている」と考えられており、そのためにも他の子どもとは区別して育てるべきとされた。しかしながら、1832 年から 34 年の調査委員会の報告書によって、貧民の大人と同じ部屋の下で育つ子どもへの悪影響に対する懸念が表明されるようになっていく。そして子どもは自分のせいで困窮しているわけではなく、彼らにはよき人間にあるべき道が残されているとして、二つの道が模索されることになった。一つ目はワークハウスにいる大人とは区別して養育すべきだという主張であり、分離学校や地区学校、国庫補助を受けた認定学校の設立を招いた。二つ目は、普通の労働者階級の子どもが受けているしつけとできるだけ近いものを提供することが大事とするものである。これにより一般の労働者家庭に里子として出されたり、公営の基礎学校で学ぶ救貧児童が増加した。



分離学校は、1834年に新救貧法によって子どものためにワークハウスから分離した物を建設することが推奨され、設立された学校である。1859年には19校(4,381名)あったことが確認されているが、そのうち、13行がロンドンに建設された。地区学校は、1844年に救貧法委員会によって設置されたもので、ワークハウス内の4-16歳の子どもを対象としていた。1855年のデニソン法により、院外救貧を受けている子どもにも就学費用の資質が認可され、院外救貧児童も学ぶようになった。1870年には、一般の労働者階級児童と平等になるように5-13歳に就学期間が短縮された。1849年から1880年までに10校が設立され、1890年代には8,000名近くの子どもが教育された。

救貧児童の教育を目的として個人や民間団体が設置する(した)学校を認定し、国庫補助を行う政策もとられるようになった。たとえばラガッド・スクールは貧民児童の救済、犯罪の防止、社会荒廃の防止を目的に掲げ、宗教教育、読み・書き・算、職業訓練、衣食住の提供、就職の斡旋、子ども移民の斡旋、休暇のためのホームの設立など多岐にわたる活動を行った施設であった。1844年には第7代シャフツベリー卿を初代会長として、ラガッド・スクール・ユニオンが結成され、1852年以降、国庫補助を受けるようになるとその数は急速に増加した。また勤労学校は、1857年の認定勤労学校法によって認められた浮浪児、極貧、粗暴な子どものための学校であり、枢密院教育委員会による査察と認可を受けた学校は補助金の対象となった。認定学校は1862年の救貧(認定学校)法により認可された学校であり、盲・聾学校やカトリック系の学校などが認可を受けた。1878年には77校があったが、そのうち37校が職業訓練校、16校が盲学校、11校が聾学校、11校が孤児のための学校、2校が精神障害者のための学校であった。

貧民児童の中には、経済的理由などの理由でさまざまな罪を犯す子どもも多数存在した。その教育を担ったのは、感化院や一部の勤労学校であった。感化院は、1854年法によって設置された、16歳以下の子どもで監獄に14日以上入った者が収容される施設であった。1857年には25校存在した。1862年の救貧(認定学校)法の対象外とされ、他の教育機関とは区別されて位置づけられた。1866年の感化院関連包括法によって、ワークハウスや救貧児童が学ぶ学校などにおいて、親が有罪の処遇を受けたり、投獄された14歳以下の児童を、治安判事や州統監の名のもとに、勤労学校へ送った。

以上のように19世紀後半には、救貧児童が学べる教育機関が多数設置されていたが、公営基礎学校もまた、救貧児童を受け入れていた。しかし実際には、入学拒否や教師による無視など、貧民の子どもたちは、歓迎される存在ではなかった。とはいえ、救貧法委員会も教育局も、貧民の子どもが普通の労働者階級の子どもと、一日数時間でも関わることで利点があることを認めていたため、彼らを公営学校に送る教区連合が少しずつ出現した。1870年の基礎教育法で、ボード・スクールが建設されるようになると、比較的容易にワークハウスの子どもを公営学校に送ることができるようになった。1873年には院外救貧児童の教育費用も、保護委員が捻出できるようになったため、院外救貧を受けている子どもも公営基礎学校に送られることが可能になった。1861年には、貧民児童をボード・スクールに少なくとも数名、進学させた連合の数は30校であったが、1874年には98校、1883年には215校、1893年には397校と増加した。1907年に公営

基礎学校で学ぶ救貧児童は 17,785 名にまで増加していた。

貧民児童が教育を受けたのは教育機関だけではない。移民や里子制度、ホーム／コテージなどで教育を受けた。里子は以前から行われていたが、1870 年教育法以降、多くの教区連合で里子制度が効果的で信頼に足る方法として認められるようになった。一方、その「家庭」的な里子制度の利点と「比較的多人数を学ばせることができる」地区学校の利点を合わせたコテージ・ホームとよばれる教育体制も注目されるようになった。貧民の子どもたちをいくつかの少数グループに分け、共通棟とは別に、別個の家に収容し、それぞれの家で 15-40 名の子どもがハウス・ペアレントの下で過ごすというものである。この方法は、高額な費用が問題となったが、それよりも「家庭」的な雰囲気をもたらす利点のほうが大きいと考えられた。19 世紀後半を通じて、貧民児童を一般の労働者階級と同じように公営基礎学校で学ばせることが奨励されていたが、20 世紀には貧民児童を集めて特別な教育を提供する方向へと転換することになった。

以上みてきたように、貧民児童の中には教育をほとんど受けていない子どもも数多くいたが、しかし、彼らの教育の場は多様に存在した。その背景には子どもの貧困へのまなざしの変化があった。すなわち持って生まれた性根によって貧困に陥るのは当然であるという認識から、社会的不適応を起こしているだけであるというものであった。そのため、懲罰的な方法よりも、社会的方法すなわち教育によって矯正されるべきだと考えられたのである。その結果、貧民の子どもを一般の労働者階級の子どもと同様に扱おうとする考えは、公営基礎学校への進学を促した。1870 年教育法は、労働者階級の教育という点からは、それまでのシステムを補完するものであった。しかし、貧民の教育という視点からみると、「ノーマライゼーション」ともいえる共通の学校教育の可能性を示唆するものであったといえよう。しかしながら、家庭が崩壊している貧民児童にこそ、家庭的な教育が必要だとする主張によって、今度は彼らに「特別なケア」を提供することが求められるようになり、再び、一般の労働者階級からはなされることになった。以前は「排除」の論理で分離されていたものが、今度は「保護」の論理で分離されるようになったのである。

以上の報告に対して、さまざまな質問や意見が出された。その中でも、特に今後、研究会全体で検討していくべき課題として活発に議論されたことは、次の二点である。第一点は、今回の報告でも救貧児童が「どうしようもない子ども」ではなく「教育に値する子ども」として再認識される姿が見てとれたが、このことは様々な国や時代でみられた現象である。ではこの「教育に値する子ども」という認識が、どのような論理や理念に基づいて形成されていくのか、そして、そうした子どもを選び出すという「選別システム」が実施される過程はどのようになっていたのだろうか。これらの課題を比較検討することで、教育や福祉領域における選別システムのメカニズムや状況が明らかになるのではないかという意見になった。二点目はそれとも関わって、選別システムが実施される時、現場の自由裁量はどの程度あったのか、選別を行った担い手と選別された子どもやその保護者との関係はどのようなものであったのかということも疑問として出された。この点についても、各国の状況を比較検討することは、福祉と教育における「選別システム」とは子どもにとって、あるいは社会にとって何であったのかを解明する手掛かりになるのではないかと結論に達した。

## ハンガリーにおける「社会の時代」 -最近の戦間期ハンガリー社会政策史から-

姉川雄大（千葉大学）

本報告では体制転換後、特にここ10年間で大きな進展を見せているハンガリーにおける社会政策史の成果を紹介しつつ、社会政策の比較研究・歴史的研究における意義にそれらの研究成果がいかに接続しうるかを考察した。

ハンガリーの社会政策史をみる際に前提となるのは、近代ハンガリーにおける自由主義的發展ないし市民社会の發展の、歴史研究における強調という背景である。これは体制転換以前から蓄積のある研究分野と言えるが、体制転換前後からは新たな文脈において重視されるようになった。新たな文脈とは、東欧革命における社会主義から「正常」な歴史への回帰を強調する必要性であり、これはすなわち西欧市民社会との同化（欧州統合への参入）への志向性である。このことはハンガリーにおいては、「市民」という用語が右派によって半ば占有されるという事態をももたらした。右派諸党は社会主義の一つ前、戦間期のホルティ体制を「市民民主主義」ないし「立憲君主制」と評価することによって、社会主義（と旧共産党の後継政党）の逸脱性を強調する材料とした。さらに左派政権の新自由主義化に伴って、反社会主義であり同時に反新自由主義としての「市民」が、ナショナリストの合言葉とされるようになった。

歴史学においては1970年代以降、戦間期の体制をファシズムとする評価から離脱し、（全体主義ではないという意味で）権威主義体制の一種であるとの認識が共有されていた。これには民主主義ではないということ以上に、全体主義よりは格段に自由主義的である、ということが含意されている。右派とは明確に距離を取りながらも、この観点における研究が進展したことは、上述の背景とも一定のかかわりをもっていると考えられよう。この潮流において、いかに近現代ハンガリー、とりわけ戦間期において、同時代西欧と同様の自由主義的發展がみられたか、ということについての研究の進展が得られることとなった。その指標こそは、世紀転換期から戦間期における社会問題の認識と社会政策の發展であり、換言すれば、国家社会主義ハンガリーが経験しなかった西歐的福祉国家の要素の同時代ハンガリーにおける存在である。

ここ10年のハンガリー社会政策史の進展における第一のフェーズは、この社会政策の発見だった。ボーディ・ジョンボルの言葉を借りるならば、世紀転換期は工場法、労働者疾病・障害保険、医療保険法、住宅政策などが整備される「社会の時代」（ボーディ）、すなわち社会問題の発見と社会政策による対応の時代であった。さらにトムカ・ペーラは戦間期ハンガリーについて、質的にも量的にも西欧に比肩する水準を持った社会政策が、社会保障をその中心に置くという点で、方向性についても西欧と一致していたことを強調した。同様に戦間期、とくに1930年代末から1940年代初頭の時期をハンガリー社会政策の黄金時代と評価するジャーニ・ガーボルは、しかしその欠点と言える特徴をも指摘する。ジャーニによると戦間期ハンガリーにおいては、都市労働者の社会保障は西歐レベルに達していたが、一方で農村民衆に対する社会政策は決定的に欠如していた。それでもなお指摘できる社会政策の發展についても、政府が自由主義を標榜して

いた二重制時代よりも権威主義的で反民主主義的な戦間期体制の下で福祉国家化が進み、社会的権利保障の概念が進化したという矛盾を説明しなくてはならない、という。

この問いは、ハンガリー戦間期社会政策史研究の第二のフェーズを導く。ジャーニはこの問いに対する答えの候補として、同意調達のための社会政策と、その結果としての社会的権利意識の共有という像を提示する。しかし最新の研究は、戦間期の負の面といえる抑圧体制、ことにその人種主義的政策と、正の面と言われる社会政策の発展の関係を、より緊密なものとして提示する。社会政策それ自体のポジティブではない面、「もう一つの顔」(シクラ・ドロッチャ)を明らかにしようとする研究である。

ウングヴァーリ・ペーテルは、ゲンベシュ内閣以降経済閣僚と首相を歴任したイムレーディ・ベーラの政策と思想から、社会政策と人種主義の相互補完性ないし相互強化の構造を明らかにしようとした。社会政策の要求が反セム主義に勢いを与えたとともに、諸改革の中でも「ユダヤ問題」の解決をうたうものがもっともたやすく実現したことからも、不平等の緩和を目的とする政策と反ユダヤ政策の相互浸透を見てとれるのである。このような視点に立ち、ジャーニがハンガリーにおいて欠如していたと指摘した農村における社会政策を取り上げた具体的な研究の成果を以下に紹介し、さらに課題を考察する。

1940年に導入された全国民衆家族基金(ONCSA)は、農村貧困層への住居供給と農村無職者の職業訓練を中心に活動した、ハンガリー社会政策最大の施策であり、かつてなく効果的かつ精緻なものだったとされる。これを扱ったハーモリ・ペーテルによれば、最大の社会政策の成果であると同時に、パターナリスティックな政策でもあり、被援助者から援助者(これは社会全体をも意味する)に対する見返りが求められていた。この見返りとは金銭的物質的なものではなく、ふるまいと態度におけるそれであった。このことと人種主義の関係を明らかにしたのがシクラの研究である。

シクラによれば、ONCSAによる援助は現在で言うソーシャルワーカーにあたる者が自由裁量によって対象を選択していたが、このことが人種主義との結合の条件ともなった。被援助者の選択に、道徳、人種、政治的傾向に基づく判断が混入し易くなるからである。これが援助の出口(配分)における人種選別だとすると、援助の入口(配分すべき財産の接收)における人種選別こそが、ユダヤ財産の剥奪である。ハンガリーの反ユダヤ政策の終盤において人名とともに剥奪されたユダヤ人の財産は、その再配分にあたってONCSAの再配分機能を経由した。たしかにONCSAを通じて再配分されたのが剥奪された財産のごく一部であり、貧民救済よりも中産階級の忠誠心を確保することに政策の重点があった。とはいえ、援助の出入り口における人種選別の機能が可能なシステムとしてのONCSAは、社会構造に由来する緊張を反セム主義政策によって緩和しようとする政策イデオロギーの、有機的な一部をなしていたという。

シクラによる社会政策と人種主義の関係についての研究は、さらに家族とジェンダー、階級の問題としても検討しなくてはならないことを示唆している。ユダヤ財産の配分問題における階級要素の指摘についてはすでに紹介したが、さらに農村無職者の職業訓練における施策についても重要な指摘を行っている。ONCSAの職業訓練施設においては、男性には労働への順応に向けた規

律化を施す一方で、女性に向けては家庭における再生産労働に特化した訓練が行われた。これを「社会ナース」とソーシャルワーカーが管理し、さらに最終的には内務省管理のもとにおかれることになった。結論として述べてはいないが、この研究においては社会政策が人種・階級・ジェンダーの問題を同時にとらえるための検討対象として提示されたと考えてよいだろう。

これまで紹介した研究動向から、最後に簡単に今後の課題と可能性について指摘したい。戦間期ハンガリーの自由主義的要素の抽出から始まった社会政策研究であったが、最近の研究では戦間期像にもう一度人種主義を（ナチ占領期における一過性・逸脱的ではなく）組み込もうとする傾向が現れたことに着目したい。なぜなら、戦間期の「ポジティブ」な面とされてきた社会政策との関連において人種主義が議論され始めたからである。このことはハンガリーの戦間期社会像を問い直すための有力な方法を提起することにつながるはずである。さらに人種・階級・ジェンダーを視野に入れる可能性が示されたことにより、ハンガリーにおける権威主義、さらにその体制に埋め込まれてきた社会的自由主義を、近現代史全体の中で比較可能なものとして提示する可能性も、同時に開かれたと考えられる。

また特に報告者にとって、課題と感じられたのは以下の点である。ONCSA についての研究では、ソーシャルワーカーの自由裁量による被援助者選抜が、単にパターナリスティックであると指摘されるだけでなく、ONCSA と人種主義とを結節させる機能を持っていたことが指摘された。このことについてのシクラらの評価には、システムの未発達な部分が既存の在地の社会権力構造によって補完された結果というニュアンスが強い。しかしこれが「まだ」システムが「未発達」であることと評価しうるのかどうかは保留すべきではないだろうか。フーコーのいう、権力の失敗による成功という発想は、パターナリズムが機能する余白を持つことによってはたらく全体としてのシステムを考える可能性を示唆しているが、戦間期ハンガリーをこの観点から再検討する必要もまたありうるのではないだろうか。報告後の議論における主要な論点のひとつは、この点を踏まえた問題提起であった。すなわち、要支援者選抜の社会全体におけるシステムの在りようを検討することであり、その最初の段階として、広い意味における「選抜基準」を相互比較の中で考察することの必要性である。

## 文献レビュー

### Tara Zahra 'Lost Children: Displacement, Family, and Nation in Postwar Europe' *The Journal of Modern History*, 81, 2009, pp.45-86.

江口由布子（佐賀大学非常勤講師）

本報告では *The Journal of Modern History* の 81 号の特集「20 世紀ヨーロッパの子どもたち」に掲載された T. ザーラの論文紹介を行った。

まず、簡単にザーラの研究業績について触れておこう。現在、コーネル大学に勤めるザーラは、2008 年に *Kidnapped Souls. National Indifference and the Battle for Children in the Bohemian Lands 1900-1948*, Cornell University Press, Ithaca を上梓したが、そのなかで本論文でも触れられる「東ヨーロッパのナショナリストの集団主義」に関して、P.M. ジャドソンや J. キングなど近年の東中欧のナショナリズムをめぐる研究成果を受けつつ、その具体像をまさしく教育と福祉が交錯する領域において鮮やかに描いた。なかでも、東中欧におけるナショナリスティックな集団主義的教育・福祉構想(例えば、子どもの養育をめぐる意思決定において、親よりも「国民の権利・義務」を優先させるような傾向)は、当該地域の人々がナショナルなアイデンティティを強く持っていたことに由来するのではなく、融通無碍にナショナルな帰属を変えるなど大半の人々が「国民に対する無関心 (national indifference)」であったという状況とナショナリストの構想のあいだの徹底した乖離に由来する、と指摘する点は注目に値しよう。

本論文は前掲著の成果を踏まえながら、第二次世界大戦終了直後のヨーロッパ(とくに中東欧)において、戦時中に” Displace” された子どもの救済策を明らかにした。行方不明児童は、DP 全体からみると数的には少ないが、戦後社会の方向性を指し示す一種の媒体として機能したといえよう。本論文においては、この行方不明児童への救済策をめぐる国際機関、国民政府、里親、DP 自身の意図が競合・妥協し、戦後社会における国民、人権、家族、デモクラシー、児童福祉、ヨーロッパ文明という理念が再構築される様相が具体的に描き出されている。

ザーラによると、ヨーロッパの回復には二つの方向性があったという。すなわち、ひとつの方向性は、国連関係者、とくに UNRRA (連合国救済機関) などの、「普遍的価値のある民主化と人権保障の普及のためのエージェント」たちの方向性である。彼女ら・彼らが終戦直後の荒廃する東中欧において展開した救済策を、論文中でザーラは「心理学的マーシャルプラン」と名づけているが、それは「マーシャルプラン」と同様にアメリカの先導するヨーロッパ復興事業であり、アメリカ的価値意識や家族観、子ども観に裏打ちされていた。こうした価値意識のなかでも、とりわけ子どもの救済という局面において明らかとなるのが、「強い個人」と「家族」と「デモクラシー」の結合である。国連中心の救済策では、なによりもまず子どもを「実の家族」のもとに戻すことが目指された。その背景には、デモクラシーには安定した「強い個人」が必要であり、「強い個人」には安定したアイデンティティが必要であり、そして安定したアイデンティティには——精神分析学という科学的知見に基づけば——家族が不可欠だ、という認識があったからである。つまり、子どもの実の家族への復帰はヨーロッパ・デモクラシーの第一歩と解されていた、

とザーラは指摘する。

国連を中心とする「心理学的マーシャルプラン」では、家族こそがナチズムとファシズムの悪しき影響の解毒剤であり、共産主義からの防衛砦となる非政治的な聖域、「正常への帰還」の象徴であったという。もちろん、こうした個人主義・家族主義と密接に結びついたデモクラシー観は冷戦イデオロギーが貫いていたことは言うまでもない。しかし、ザーラの指摘で重要な点は、冷戦イデオロギーよりもはるか深層に根を下ろしたリベラリズムの政治観であろう。リベラリズムは国家と市民社会を対置し、さらに市民社会の基礎に家族(私的領域の核)を据えるが、彼女によれば、「いわゆる私的領域の(男性による)統治権を維持することは、無条件に、ヨーロッパにおける市民社会とデモクラシーそれ自体の再建と結び付けられた」のであるというのである。

以上のように、普遍主義のエージェントたちの考え方では、「小さな子どもにとって、ありふれた家族の家(ホーム)は、もっとも良質の communal な託児所よりもよい」とされ、最優先すべき救済策は生物学的家族との再統合ということになるが、こうしたヴィジョンは、もう一方の方向性である中東欧の政治的素地としての集団主義——19世紀末にさかのぼるシオニスト、ナショナリスト、社会主義の伝統——と衝突することとなった。

ここで重要となるのは、そもそも19世紀末以後、とくに第一次世界大戦という「大災厄」を通過したのちのヨーロッパ(大陸)では、社会主義とナショナリズムが複雑に入り組んだ集団主義的「実験」が試みられ、人々の経験として蓄積していたという点である。この集団主義の実践において、子どもの養育・教育は中核を占めていたといっても過言ではない。この一例として、本論文中では「赤いウィーン」が取り上げられているが、ザーラの指摘するとおり、オーストロ・マルクス主義の一翼を担ったアドラー派心理学者は共同体にあってはじめて自我が形成されると主張し、社会をただ権威と抑圧の機関とみなすフロイト派と対峙した。こうした言説だけではなく、民主化された学校や住宅政策と連動した幼稚園や学童保育所などでの家族外での養育・教育が展開され、積極的に評価された。こうした経験をもとに、第二次世界大戦後も、例えば E. パパネックのようなウィーンから亡命した社会主義者は、戦時中、子どもは危機的状況の際に家族は守ってくれないという事実と直面し、同じようなトラウマを抱える仲間たちと治療的コミュニティを作ることこそ重要と主張して受け入れホームの建設などの活動を展開した(しかし亡命先のアメリカでは心理学者の反発で頓挫した)。社会主義以上に集団主義的主張を展開したのは、人口を「国民資産」と捉えるナショナリストであった。ザーラによれば、中東欧の活動家たちは、親といるために「不道徳で不衛生」なキャンプにいるよりも、親と離れて清潔で道徳的なホームで子どもだけの集団生活を送った方がよいと主張し、国連の救済事業に挑戦し、両者はしばしば深刻な対立に直面した、という。

両者の対立を経て、国連は徐々に中東欧のナショナリストの要求(政治的素地)を受け入れ、ナショナリズムと家族主義を接合するという方向に向かったとザーラは指摘する。ナショナリズムと家族主義の結合はさして難しいものではなかった。「DPの子どもたちは彼らを受け入れてくれる国(出自の国家)に対し、普通の子どもであれば家族にささげるような努力を喜んでささげるだろう」という UNRRA 幹部の言が示すとおり、国民と家族は互換可能だったからである。つまり、

家族が子どもに安定したアイデンティティを与えるように、国民も安定した言語的文化的ルーツを与える家族的共同体としてみなすことによって、容易に両者は結合したといえよう。

ただし論理だけでは不十分であり実践面においては、しばしば家族への帰還と国民への帰属が対立するケースが起こった。だが、実践面においても国連側は徐々にシオニストやナショナリストの方向性に同調するようになっていた、とザーラは指摘する。本論文では、この事例のひとつとしていわゆる「ロスト・チルドレン」（ナチス・ドイツの支配下で強制同化のために施設や里親に預けられた大量の子どもたち）の救済策に触れている。「ロスト・チルドレン」の親の搜索が困難を極めたことは言うまでもない。照合する文書が破棄されるなど証拠が霧消していたこともあるが、なにより子どもたちの記憶が曖昧だった。さらには里親たちに対する強い愛着を持ち、子ども自身が「本来」の国民への帰還を望まないことも稀ではなかった。こうした場合、国連は子どもと、子どもの変換を要求する国民国家のあいだに立つことになったが、実践を積み重ねるにつれ、国連は少しでも「非ドイツ」の要素が見えると徹底搜索し、ネイションを確定、里親と引き離して送還措置という路線をとることになった、という。

「ロスト・チルドレン」の事例からもわかるように、国連はナショナルなルーツをデモクラシーに必要な強い個人に不可欠の安定したアイデンティティの源泉とみなし、ヨーロッパ・デモクラシーの再興のために子どもの再国民化を後押しするようになった。この点に関して、国連側の態度の変化は中東欧あるいは大陸ヨーロッパのナショナリズムという政治的素地だけに起因するのではない、とザーラは指摘する。それ以上に重要なのは、普遍主義を謳いながらも、ナショナル・シティズンシップ以外に実質的な保障制度を持たないという国連の「人権」の限界であったという。つまり、国連の理念や実践においても、固定的で境界の定まったナショナル・アイデンティティ抜きに「人権」は機能せず、その「人権」に基づく以上、普遍主義の名のもとでナショナリズムを強化する方向に動かざるを得なかった、というのである。DPの子どもの救済策は、「子どもの権利」を中核とする20世紀の児童福祉の理念と制度の根幹を形成することになるが、ザーラに従えば、この（精神分析学をバックボーンとして個人主義的で家族ベースのケアを目標として掲げる）理念と制度は子どもたちを年齢、国民、宗教、そしてジェンダーによって振り分けるアイデンティティ・ポリティクスの方場でもあったといえよう。

三時報告や姉川報告と同様、本報告を受けた議論でも鍵となったのは、アイデンティティ・ポリティクスの支柱である「選別」であった。また、近代イギリスの経験との比較において、大陸ヨーロッパの集団主義が驚きをもって受け止められたというのが、報告者にとっては実のところ「驚き」であった。報告者にはこの「驚き」を言語化するに十分な知見がまだないのだが、おそらくフーコーの議論などを通過し、そして新自由主義時代の最中の現在において、戦間期ヨーロッパの集団主義を基盤とする「教育と福祉」は再考に値するのではないかとの感想を強く持った。また近年、19世紀末の形成期から社会政策をトランスナショナルな文脈で歴史化する必要性が指摘されているが（たとえば Madeleine Herren, *Diskussionforum: Sozialpolitik und Historisierung des Transnationalen, Geschichte und Gesellschaft* 32(2006)）、現状では「国民別」の研究が主流であり、この状況を批判的に捉えつつ国際機関などの児童福祉を今一度見直す必要を議論した。



比較教育社会史研究会・「保護と遺棄」科学研究会  
「福祉と教育」若手部会  
2009年度第3回研究会報告

日時：10月31日（月） 12：00～17：00

場所：関西学院大学梅田キャンパス

個別報告

山岸利次「ヴァイマル期ドイツにおける教育と「社会」概念」

塩崎美穂「幼保二元体制と〈家族〉という福祉思想」に関する報告

文献レビュー：

内山由理「金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学出版会、2008年」

2009年10月31日、比較教育社会史研究会「福祉と教育」部会と「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究」科学研究会の秋季合同例会を関西学院大学梅田キャンパスにおいて行った。参加者は二十数名、活発な議論となった。以下、それぞれの報告者がまとめた報告内容と議論の概要について記載する。

## ヴァイマル期ドイツにおける教育と「社会」概念

山岸利次（宮城大学）

本報告は、「福祉と教育」の連関の歴史的検討という課題に対し、19世紀からヴァイマル期ドイツを対象とし、「社会」という概念の発見及びその学的展開から迫ろうとするものである。現在においてもなお、いわゆる福祉国家を指す言葉としてドイツでは「社会国家(Sozialstaat)」が用いられている(ちなみに、ドイツ語でいう「福祉国家(Wohlfahrtsstaat)」は絶対主義的・温情主義的意味合いを含んだもので、比較研究という一部の分野を除いては否定的な意味で用いられている)。また、そもそも、福祉・教育領域に積極的に関わっていくという社会国家の成立・展開が、個人の行為や自己責任に還元することができない「社会問題(soziale Frage)」の発見やそれに対する取り組みになかで展開したのであり、〈社会〉概念を歴史研究の俎上にのせることは、比較教育「社会」史研究において一少なくとも、近代ドイツを考察することにおいては一欠くことのできない作業であるといえる。

〈社会〉概念という観点から教育を再考するという本研究のモチーフは、しかし、狭義の教育(思想)史研究への参照によって可能となるわけではない。社会教育学(史)研究者であるドリンガーがいみじくも「社会性(Sozialität)は教育学において新たな価値を生み出すものとして導入されたわけではない。これは分析により間主観的な生の形式を推定し、それをもとに教育の別の選択肢をもたらすことを意図されたわけではない」(Dollinger, B., *Die Pädagogik der sozialen Frage : (Spzial-)Pädagogische Theorie vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Ende der Weimar Republik*, Wiesbaden, 2006, S.403.)と述べるように、教育—ことに学校教育—を検討するのみでは、〈社会〉概念の教育的思考枠組へのインパクトを十分に検証することはできない。上記の著書においてドリンガーは、教育、そして社会に関する危機診断に関わる思考様式を「協同的相互作用」、「社会有機体論」、「自然科学的進化法則」、「統計的合法則性による社会生活の客観化」という4つのタイプに分けて論じているが(Ebenda, S.193)—そして、これらはともに後の社会学の成立・発展の基盤となるものであるが—本報告は、まず、ドリンガーに従い、彼の言う統計的言説の代表格である「道徳統計(Moralstatistik)」における教育認識を検討する。さらに、教育と社会の結節点として、ヴァイマル期における少年福祉・社会的教育の根拠法である「共和国少年福祉法(RJWG)」の「子どもの教育への権利」概念を検討する。

道徳統計—その名称はパリの弁護士であったグリーの講演に由来するが—は19世紀初頭のイギリスやフランスで展開した統計の一領域である。道徳統計は、自殺や犯罪、売春等の非道徳的行為を扱うものと出生や死亡、婚姻といった人口行動を扱うものがあつたが、道徳統計から読み取れる大数的な合法則性と人間の自由意志とをどのように関連付け、解釈するかということは、統計学のみならず哲学・倫理学にとっても大きな難問であつた。そして、この難問は、1860年代に、ドイツに道徳統計が紹介された際の「自由意志論争」を引き起こすことになった。この論争は、カント的自由意志論を修正しつつもあくまで自

由意志を肯定するドロービッシュ（彼はヘルバルト派心理学者としても名高い）と自由意志を否定する神学者であり、社会倫理学を提唱するエッティンゲンに代表されるが、その後の統計学の展開はエッティンゲンの人間観を踏襲することになる。報告者の観点から見た場合、自由意志論争は2つの大きな意味を持つ。まず、エッティンゲンは、自らの論を展開するに際し、一貫して *Moralität* という言葉を使用せずに *Sittlichkeit* を用いていることである。「道德」とともに訳される両者であるが、その構成原理は大きくことなる。*Sittlichkeit* という概念を用いる道德性の把握は、道德性を慣習・社会に連なるものとして考察する途を開くものである。次に、両者の教育論の差異である。ドロービッシュは、自らの、人間の自由意志を肯定するというスタンスから、道德教育としての美的教育論をシラーに依拠しながら論じた。その一方で、エッティンゲンは、当時の教育の個人主義的イデオロギーを批判したが、なんら積極的な論を展開することはなかった。このような彼のスタンスは上記のドリングアの言明と符合するわけだが一＜社会＞概念と教育の関係の一端を示しているといえる。

1922年に公布されたRJWGは第1条において「子どもの教育への権利」を定めている。RJWGは、当時の法学者からも「社会法」－「社会法は、個性のない、その特性を剥奪され、孤立したものと考えられ、社会化を免除された個人を目的としないで、具体的な社会化された人間を目的とする法である」（ラートブルフ「個人主義法から社会法へ」『社会主義の文化理論』東京大学出版会、1961年、168頁）－の一つであると評価されているわけだが、＜社会＞概念の発見が＜教育関係＞にどのような影響を与えたか、その典型例をRJWGの権利条項は示している。

RJWGは第1条は以下の通り「子どもの教育への権利」を定めている。

すべてのドイツの子供は、身体的、精神的および社会的成熟のための教育への権利を持つ。

両親の教育の権利および義務は本法により侵害されない。教育権者の意思に対しての介入は法が許容する場合にのみ認められる。

子供の教育への請求権が家庭によって満たされない場合、任意の活動による共同作業を侵害することなく、公的な青少年援助が開始される。

また、不良少年に対する措置である保護教育を第64条において次のように定めている。

18歳に達していない未成年者は後見裁判所の決定により以下の場合に保護教育に委ねられる。

- 1 民法典1666条あるいは1838条の前提が存在し、不良化の予防のため、未成年者をこれまでの環境から遠ざけることが必要であり、後見裁判所の判断に基づくふさわしい収容が他には期待されない場合。
- 2 不良化の矯正のために、保護教育が、教育の不足を理由として必要な場合。

保護教育の成果の見込みがある場合、これは18歳以上20歳未満の青少年に命令することができる。

(以下略)

これらの条文は報告者の観点から以下のように特徴づけることができる。まず、「権利」が

「身体」、「精神」とともに「社会(gesellschaftlich)」という形容詞によって修飾されていることである。「社会」は、制定過程を検証すると「人倫(sittlich)」という文言を言い換えたものであるが、「権利」保障を社会的観点から定義している—しかも、「社会」は「人倫」と互換的に用いられるものであった—ということは強調すべきことである。次に、上記の点と関わることであるが、保護教育に新たな要件が追加されていることである。「教育の不足」というものがそれであるが、この要件は、かつての民法—これは、国家の家庭への介入を大幅に制限したものであるが—において定められた親権濫用要件から大きく逸脱するものである。教育の不足は明示的な親権濫用がなくとも—それこそ親にその責任を問うことのできない—「社会的要因」によりもたらされることもある。子どもの権利を社会的に保障することの意味の一つは、こうした要因から青少年を保護するということである。しかし、このことは、家庭に対する国家の優位を必ずしも意味するものではない。これが最後の点であるが、RJWG は、権利保障主体として、国家とは異なる諸主体—それこそ、社会的主体とってよかろう—を想定しているということである。そもそも、ドイツにおいて青少年福祉は宗教団体や非営利団体等の非国家的アクターによって担われてきたわけだが、RJWG はこうした諸アクターを—排除するのではなく—法的に正統化したのであった。

本報告に関して、研究会の参加者から広く議論していただいたが、今後の課題と関わる点について記録しておきたい。まず、本報告の中心である<社会>概念といわゆる「市民社会論」でいうところの「(市民) 社会」との違いについてである。これについて、<社会>に家庭を典型とした「親密圏」を含めるか否かが両者の決定的な違いであるとの指摘を受けた。今まで、報告者は、19 世紀的な、「社会問題」—ここにおいては、まさに「社会」という概念化を通じて親密圏に対する介入が行われるわけだが—に象徴される理論ばかりを追っており、市民社会論との異同について必ずしも大きな関心を持っていなかったが、この指摘は、両者の比較および歴史的展開を検討する際の重要な手掛かりになると考えられる。そもそも、近代ドイツにおいて、自律的な家長による共同体として社会を観念する思考枠組があるからこそ—そしてこれは BGB の拠って立つ枠組みなのだが—、家庭への介入に関わる抵抗があったわけだが、「親密圏」と「(市民) 社会」というパースペクティブは他の国・地域との比較—典型的にはイギリスやフランス等—において重要な視点であると思われる。次に、当日は、イギリス史に関わる書評セッションも行われたわけだが、改めて、両国における事情の違いの大きさに気づかされた。社会的規律化を通じて近代国家としての体制を整え、行政学的知のもとに「社会問題」に関わろうとしたドイツと、あくまでボランティアつながりのなかで、チャリティという形で福祉・教育とかかわろうとしたイギリス、そこから、例えば、両国の<社会>知のあり方の違い—典型的には両国の「社会学」の成立・展開・志向—や、ポリス権力のあり方の違い—イギリスにおいてもチャドウィックのようなポリス論者はいたわけだが—が表れてくるのではないかと、といったことを考えた。これは、近世以降の国家成立に関わる問題としても大きな問題なのではないかと思わる。今回の報告では、ヴァイマル期における青少年福祉の実際の展開について

検討することはできなかった。今回の報告内容を踏まえつつ、新たな史料を入手し、上記の課題についての史的検討を継続していきたい。

## 幼保二元体制と〈家族〉という福祉思想」に関する報告

塩崎美穂（お茶の水女子大学）

比較政治経済学者エスピン・アンデルセンは、各国の福祉政策を市場／国家／家族への振り分け方のちがいから「自由主義」（市場）「社会民主主義」（国家）「保守主義」（家族）の三つのレジューム（政策類型）に分類した。

アンデルセンは（議論の余地を残しながらも）日本を保守主義レジュームに分類する。日本は、公的福祉政策の遅れからみれば自由主義レジュームにも分類されるが、経済成長を背景とした企業福祉の充実に福祉ニーズが抑制され企業の福祉市場参入が抑えられてきたこと、保守主義の属性である家族主義が並はずれて強いことから保守主義レジュームに分類される。

企業福祉と家族福祉がセイフティネットとして機能しなくなりつつある昨今の保守主義レジュームでは、企業努力や家族の相互扶助（依存）を従来通りに謳うだけでは立ち行かない。例えば、子育てや介護を主婦に求める家庭福祉が相も変わらず是とされようとも、労働市場のグローバル化に応えフレキシブルに働くキャリア女性は増え、家族形成は困難になっている。保守主義レジュームでは、社会制度上想定され難い子育て世代の女性労働者は家庭を築き難く、女性に役割分業が期待できない家族は存在しづらい。現在は、伝統的家族イメージの墨守だけでは子育て期の家族を構成し得ない。

例えば日本と同様に家族志向の強い南欧イタリアやスペインも出生率が低い。保守的な家族主義的福祉国家でこそ家族形成の困難が顕在化している。他方、〈稼得者としての男性－主婦としての女性〉という伝統的モデルを脱し、完全雇用のみならず男女双方の雇用の増加を強調する社会民主主義レジュームでは、子どもや老人の社会的ケアを国が責任をもって行い個人の家族への依存を軽減（脱家族主義化）したことで高い出生率を得、家族機能の実質的な活性化をはたしている。脱家族主義化（社会的養育の保障）を果たし、子育ての家族機能を活性化することが妥当なのか、そうだとすると、それは可能なのか。

明治五年の「学制」は、就学前教育施設について、

### 第二章 幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

としている。ただし、「幼稚小学」はフランスの学制「育幼院」の翻訳である。佐沢太郎訳『仏国学制』では、1826年からイギリスの幼児学校の影響を受けて始まる「保育所」(salle d' asile) に、孤児や棄子を収容する慈善的保護施設を指す「育幼院」があげられる。これは、保育所が学校とは異なる「慈善的施設」であることを示すためであった。ではなぜ学制では「幼稚小学」と訳出されたのか。フランス第二帝政期 1855 年公布の「保育所組織令」で「公私立保育所は、教育施設であり、そこで男女の 2 歳から 7 歳までの子どもたちはその道徳的身体的発達を求める世話を受ける」（第 1 条）と規定された。つまり、当時フランスでは、保育所は慈善施設としての性格は残しながらも教育施設として位置づけられ

ている。この最新の情報に基づこうとしたのが日本の学制であった、ということだ（湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房、2001）。日本に学校教育体制下での就学前教育、すなわち「幼稚園」の思想が輸入されたとき、その前提には、ヨーロッパの慈善的保育所実態と、その実態から出発した教育への思想があった。

にもかかわらず、日本最初の幼稚園は、文部大輔（文部次官）田中不二麿、幼稚園監事（園長）関信三らによって、アメリカの幼稚園（の日課・年齢等）を範にして実践が始められた。しかも明治九（1876）年に設立された東京女子師範学校附属幼稚園には、お付女中を従えてお車で登園する貴族・特権階級的な（大名家や徳川御三家の末裔）家の子どもが通ってきたことによって、庶民的・一般的な教育機関としての定着が著しく遅れる。

日本の福祉国家類型を保守主義とする見方に、〈男性＝稼得者と女性＝専業主婦〉による家族を前提とする日本の幼稚園制度は整合的である。

戦前からある幼稚園批判の背景には、幼稚園の成立は家庭の子育て機能を低下させる、女性に母親役割を放棄させるという保守的家族主義の考え方があつた。倉橋惣三が戦後の教育刷新委員会において主張した「幼児期の教育は保護と一体である」という保育論は、従来の学校観や家族観からは理解され得ず、「小学校の教育ができれば前の方に伸ばされなければならぬという立場」（森戸文部大臣）によって、家庭に母親が常時いる半日程度の教育が幼児期には適当であるという慣習の踏襲をもって学校教育法の幼稚園規定は構成された。

倉橋は、「保護的要素というものが今日の幼稚園においては甚だ乏しい」「保護的必要的ある子供を入れることができないような観をもたれ…幼稚園が幼児保護施設と何か別なものになってきて色々の問題を生ずる」として「教育的思想の立場から考えた幼稚園令（1926）でない」「どんな子供にも適応される」保育制度を構想する。保育実践から学校教育段階とは異なるすべての子どもへの「保育」原理を見出し、貧富や母の就労の有無等、家族の状況によって子どもの保育環境が限定されることに対し倉橋は警鐘をならした。家族はいかようであっても子どもが健やかに育つ環境を保育制度として保障すべきだという倉橋の思想は、しかし、坂元彦太郎による帝国議会での説明に結実する文部省の方針で、幼稚園や託児所がそれぞれ該当年齢者の一割に満たない者しか収容されていない現状では、一元化や「就学前一年間を義務制にする」ことは時期尚早、「この際はまずお互いに（幼保）どっちでもよいから、幼児収容機関が殖える方がよい」という量確保が優先され、幼稚園が教育的保育内容を決め、託児所が幼児の保護を担うものとされた。厚生省による保育所の制度化はこうした幼稚園構想に重なり誕生。保守主義レジェームとしてはめずらしい日本型の保育制度が成立していく。

1919（大正 8）年、米騒動への対応として主に治安維持の観点から、日本初の公立託児所が大阪市に設立され、1920年代には都市部に託児所が設置されていく。大正末期には 300 近い数の託児所ができており、1926（大正 15）年制定の幼稚園令における子どもの年齢についての規定も、「三歳ヨリ尋常小学校就学ノ始期ニ達スル迄ノ幼児トス」と幼児の保育を基本としながらも、「但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満

ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得」(幼稚園令 勅令第七十四号 第六条)と続けられたように、三歳未満児へも配慮した条文になっており、託児所を幼稚園令に含める方針を打ち出している。幼稚園令制定時には、乳児(三歳未満)の保育をどうするかということが、託児所の位置づけとともに大きな関心事であったことがわかる。

しかし、1930(昭和5)年の第二回全国児童保護事業大会では、託児所令制定の要望が出され、幼稚園令とは別の単独法として託児所の法的基盤を得ようとする動きが現れる(岡弘毅案)。

一、託児所ハ保護者ガ適当ニ保育スルコト能ハザル事情ニアル生後六十日以上ノ乳児及ビ三歳未満ノ幼児ヲ預リ心身ノ健全ナル発達ヲ遂ゲシメ兼テ家庭生活ヲ援助スルヲ以テ目的トスルコト但シ特別ノ事由アルトキハ生後六十日未満又ハ尋常小学校就学ノ始期ニ達スル迄ノ者ヲ入所セシムルコトヲ得」(下線引用者)

この「託児所令制定要綱 岡弘毅案」は、既存の幼稚園と託児所を制度的に統一し、しかし、三歳未満の乳幼児は託児所令により社会事業的な保育を保障するという、年齢で文部省と内務省の管轄を分けた幼保一元論であった。幼稚園令は財政的な裏付けがなかったために、その理念が実際の保育実践に結びつくまでには距離があったため、乳児保育実践を直ちに支えられる法案が必要だったということもあった。だが託児所令案は時期尚早とされ、その後1938(昭和13)年に厚生大臣に建議された「保育所令案要綱」も立法化には至らなかった。岡弘毅の託児所令案は、付帯規定としてではなく、正面から乳児保育に法的根拠を与えることを考えた点で、実現することはなかったが、時代に先駆けた重要な法案であったといえる。

1947年「児童福祉法成立」から1951年「保育に欠ける」規定へ

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第二十四条 市町村長は、保護者の労働または疾病等の事由により、その監護すべき乳児又は幼児の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない。

⇒ 「すべての子どもの福祉」への公的責任の明記(第二条)(1947年)と

「保育に欠ける」という制限(第二十四条)(1951年)が混在の状況

普遍的福祉思想と救貧的保護政策が並列

以上の報告に対し、以下の点から質問、議論が行われた。

- ・ 保育所の公立と私立では設立背景などどちらがうのか？宗教的背景にはどのようなものがあるのか。社会福祉法人と仏教・キリスト教の関係など、保育士史として調べる必要があるだろう。
- ・ 1990年代になって保育所を利用する事に抵抗がなくなっていくのはどういうことだったのか。女性労働政策との関係。



- 「子どもをあつめて保育する」というのは近代の発明。それ以前は基本的に自己（個別のイエ）責任。技術革新があったから、できること・選択肢が増え、生活がかわっていった。
- 慈善⇒社会事業⇒社会福祉…という単線ではない保育史を描くことは可能か。

## 文献レビュー

金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学出版会、2008年

内山由理（首都大学東京大学院生）

本著は、18世紀から20世紀にかけてのイギリスのフィランソロピ史（福祉）を邦文で初めて本格的に扱ったものである。著者の2008年の博士論文をもとに出版されたもので、イギリス近代のフィランソロピの全体史を目的とし、フィランソロピを「民間非営利の自発的な弱者救済行為」と広く定義し、国家から自立した一領域として理解し、ジェンダーや帝国、階級、チャリティの言説分析、教育など、様々な角度から追究するに至っている。

近代イングランドでは、17世紀末以降の「名誉革命」体制下で貴族的地主層（いわゆるジェントリ）を中心とした地方統治が進んだ。産業革命の都市化と人口増加によって生まれた貧困問題は、地域で解決することが求められた。こうした状況に、フィランソロピは、「民間非営利によって、自発的に弱者救済」を行う機能として働いた。

このフィランソロピには、5つの形態が存在し、それぞれのフィランソロピの担い手と基金の運用方法によって異なっている（信託型、結社型、友愛組合支援型、慣習型、個人型）。グレートブリテン全土のチャリティの数や規模の実証的な検証から、その形態のうち信託型が一番潤沢な基金をもち、続いて結社型の順番となっていた。しかし、労働者の多かったマンチェスターやバーミンガムでは、信託型より友愛組合の数が多いいえ、フィランソロピは、地域の事情に合わせて展開したことがいえた。しかし、いずれも、時代が下るに従って、チャリティの基金は上昇したとし、フィランソロピは活発になっていたとしている。

第二章では、近年の「福祉の混合経済」史に依拠しながら、救貧法の研究史におけるフィランソロピの位置づけを整理している。救貧行政をめぐる従来の研究では、貧者の救済には、公的救済の果たした役割しか認めていないものが圧倒的多数であると述べる。

17世紀始まる公的救済にあたる救貧法は、1834年に救貧行政の改革によって、「劣等処遇」とよばれる、救済を受けるに値する労働者（the deserving）の選別傾向を強め、かつスティグマがあたえられた。しかし、著者によれば、公的救貧法が過酷でありつづけたのは、公的救済と貧者の間に、フィランソロピは人々の「転落」を防ぐ網があったとして、最貧困者に物質的救済、公的救済に頼らない人間を作る間接援助を行っていたとする。たとえば、戦争などの影響を受け、救貧行政の支出額に激しい変動が見られた公的救済よりチャリティ資金が、少なくとも18世紀末から、一貫して安定ないし上昇傾向であったことを示していた。また、日常的な救済現場において、救貧行政の担い手たちから、チャリティの担い手たちは、その活動は意識されたものであった。

第三章では、イギリス国内のフィランソロピ空間における諸主体（アクター）たちを、王族、地域有力者、富裕者、女性、受け手、英国人の6つに分類している。

フィランソロピは、アクターたちにとって、単なる社会階層の維持としてステイタスを

確保するだけでなく、フィランソロピは慈善を行う人々のネットワークは、多様な都市問題などに直面した人々によって、共同体を作っていた。著者によれば、そのような、共同体の内部では、「悲惨＝救済の対象の創出」を生み出すサイクルが生み出される。（「悲惨」の創出→アクターたちの動揺！→「救う・救ってくれる共同体」の義務意識の拡大→「悲惨」の創出→…）常にフィランソロピ空間が、いわば再生産されているという。

先行研究で（ジョアンナ・イニスやアラン・キッドら）は、フィランソロピのイデオロギーは、時代とともに様々な要因で変化したとのべられている。また、19世紀末から始まった国家福祉的な取り組みは、フィランソロピを国家の下位におき、縮小したとする議論がある。しかし、著者によれば、このフィランソロピ空間の再生産の過程には、変化したとされるフィランソロピのイデオロギーは、実のところフィランソロピの存在を肯定する一貫したコンセンサスであったとする。これは、19世紀末に国家福祉的な取り組みが始められたときですら、フィランソロピを維持するコンセンサスは働いていたとする。すなわち注目すべきは、そのようなフィランソロピの変化ではなく、なぜフィランソロピが継続されたのかという点である。著者によれば、フィランソロピは「転換」したというよりも、あるコンセンサスにのっとり、その言説が内部で、分節化し、「多元化」したという。

そこで、本著では、フィランソロピの批判論争の代表的な事例を3つとりあげ（①チャリティの不健全運営、②「選別的」「非選別的救済」③「貧しいこと」）、これらのフィランソロピの批判言説が、チャリティを維持させるために働いたとしている。また、19世紀末の「投票チャリティ」の習慣が、20世紀前半まで継続したという事例をとりあげ、国家福祉が拡大した時期においても、フィランソロピは肯定され続けたとのべている。

レビュー担当者は、近代イギリスにおける巨大で強固なフィランソロピの存在を示唆した本著を評価し、教育史の文脈との再考する手立てとした。本著の公的救貧とフィランソロピの関係は、ほぼ公的な教育とフィランソロピの教育の関係にも対応する。19世紀後半に国家が出現する以前に、すでにフィランソロピは、修道院や大聖堂付属学校やパブリックスクールや、大学など、多様な教育機関を包括していた。本書の分析によるフィランソロピ史では、教育もまたチャリティ複合体のひとつであり、教育へのチャリティの投資は決して低くはなかった。イギリスにおける公教育という概念を、公立学校と私立学校の二分割で考える枠組みから、より広い視野で検討するためには必須ではないかと思われた。

フロアには、教育史とフィランソロピ史の両者のかかわりに関心をもつ研究者も多く参加しており、イギリス、ドイツやオーストリアや、日本など各国との違いなど、様々な角度から議論がなされた。

・著者本人から、本著について語られた。近代イギリス社会では、フィランソロピによって、巨大な規模の金額が弱者に対して投資されていた。公的救貧の影には、チャリティによる福祉資本主義が成立していた。フィランソロピは、イギリスの公的救貧と対峙する立場にあるが、公的救貧を理解するうえでも、フィランソロピを意識することは不可欠であろう。フィランソロピは、公的救貧のような一律化を目指したものではなく、自由主義

的な社会原理に支えられていた。投票チャリティの事例が示したように、たとえば、弱者が支援を受ける際、人々は、救済されるスタンダード（Deserving（救済に値する人々）や Respectable（尊厳のある人）など受給者の人となりを示す）を独自に設定し、救済のあり方については様々な言説が存在していた。

・本著は、公的救貧とフィランソロピを対時的に扱っているが、税金とチャリティの明確な区分は同時代人にとって、どれほど意識されたものであったのだろうか？区分があったとすれば、それはどの時期に当てはまるのだろうか、といった質問があった。具体的に教育史の分野では、1870年初等教育法成立時において、地方税による公営学校の導入に対して、ヴォランタリースクールのようにチャリティによる学校運営を唱えるという反対意見があった。こうした反対意見の裏側には、ひょっとして、学校運営に関してチャリティによる教育と税金による教育の明確な区別がついていない社会が存在していたからではないだろうか。質問に対して、著者は議論構成上、救貧行政とフィランソロピを対峙させる構図を本書ではとったが、他方、著者としては、公的救貧をチャリティをも含めるpublic charityという概念に、最近注目している。今後の研究に生かしていきたい。

・これに関連して、イギリスの国家と地域統治についても議論がおよんだ。そもそも、イギリスでは、地域で行うべき事柄については、地方税によって統治を行っていた。国家的な法案は、地域に対して条件整備を規定しただけであり、基本的には国税の援助によって、地方税の不足を補填するシステムをとってきた。このシステムとともに、「mixed economy」の福祉エージェンシーは、重要な中間団体として、各地で様々な役割を担ってきた。本著は、その歴史的な経緯について指摘し、フィランソロピ（社会における親密圏に位置づけられる）が、ギバー（与え手）中心の社会から、レシペンツ（受け手）を中心に考えられた社会へと変化したと取り上げている。フィランソロピおよび行政制度のバランスは、現代的なトピックであり、大きな示唆に富んでいる。

・また、本著のフィランソロピ空間の言説分析に関する意見もだされた。近代イギリスのフィランソロピ空間における弱者救済の思考サイクルは、海難救助の事例に挙げられるように、技術革新が人を助けなければならないという意識を喚起させた。現代においてもたとえば医療の技術革新の与える福祉や教育への影響力は大きく、社会学的にみてもきわめて興味深い問題提議であることも確認された。

・本著では、フィランソロピを弱者救済を行う行為と限定したが、これについてフィランソロピの別の側面についても意見がだされた。フィランソロピは、たしかに相互扶助の側面も存在するが、同時に紀律的側面も重要であろう。フィランソロピには、警察的機能をもったチャリティ協会も存在していた。いわば、社会に対してヴォランタリーな飴と鞭の両義的な機能を果たしていた。